

電気通信事業及び電気通信政策等の動向

1 電気通信事業の動向

- (1) 電気通信市場の動向
- (2) 接続料の動向

2 電気通信政策の動向

- (1) 指定電気通信設備制度
- (2) ブロードバンド普及促進に向けた取組

3 放送政策等の動向

- (1) 放送市場の動向
- (2) 放送政策の動向

平成23年4月

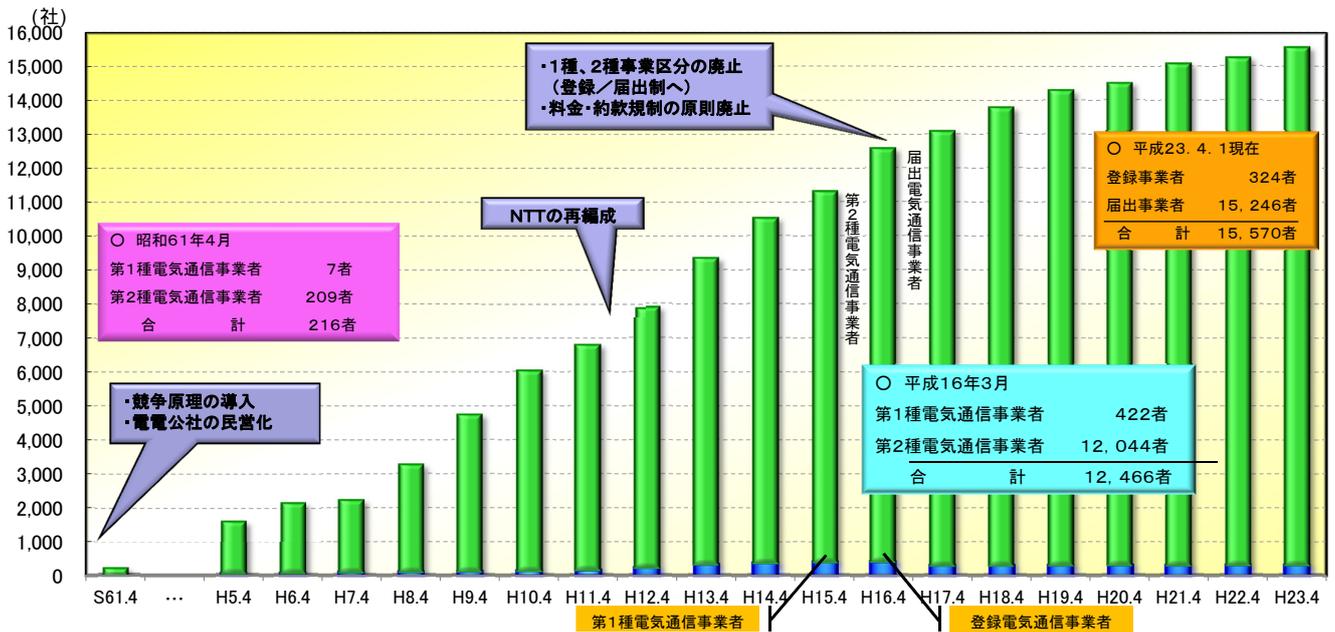
電気通信事業紛争処理委員会 事務局

1 電気通信事業の動向

(1) 電気通信市場の動向

1-(1)-① 電気通信事業者数の推移

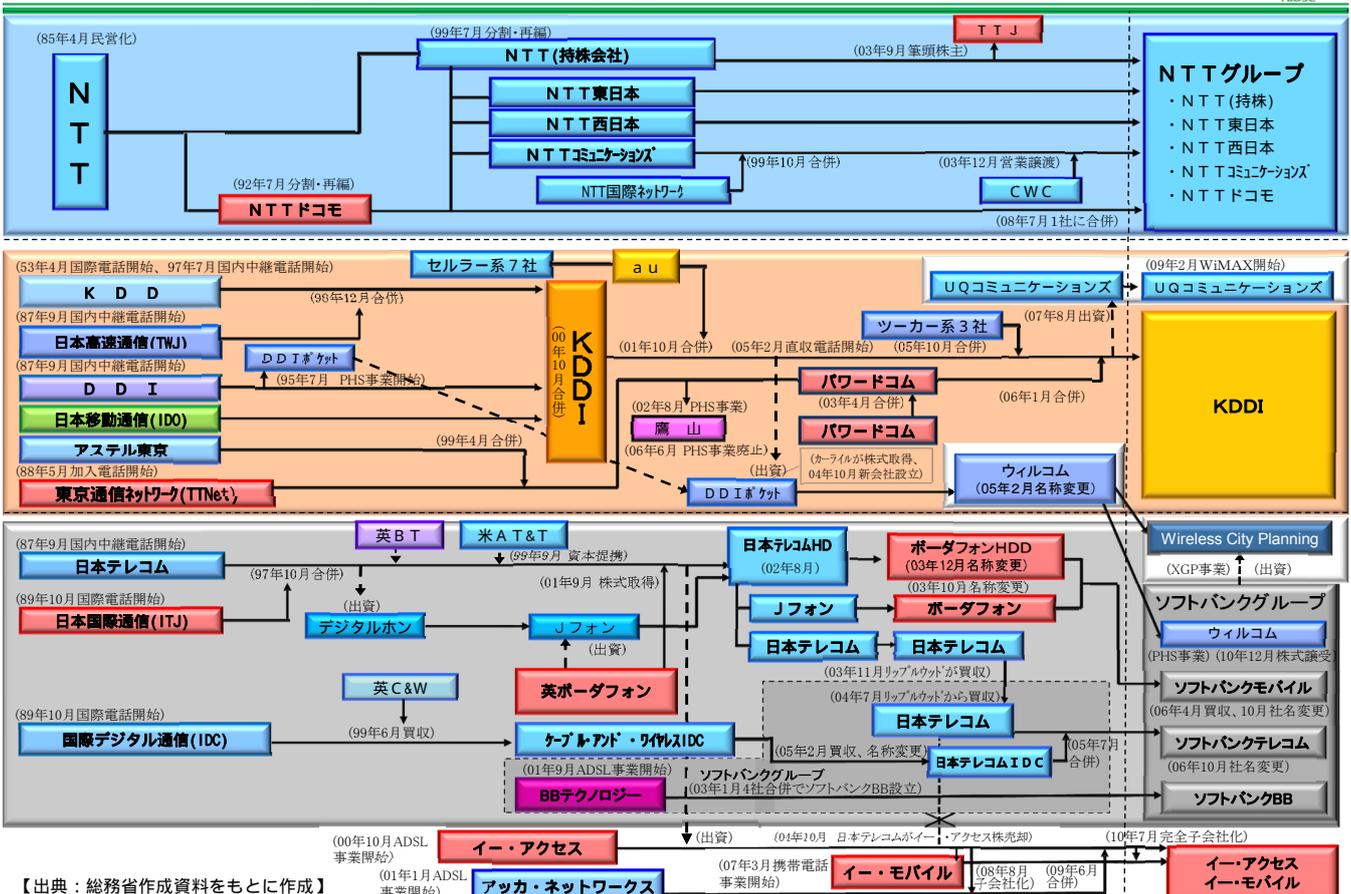
● 昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、平成23年4月1日現在、1万5千者が参入。その大半(約98%)は届出電気通信事業者。



(注)登録事業者とは、電気通信回線設備を設置する事業者のうち総務省令で定める規模(端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村を超えるか、又は中継伝送路設備の設置区域が一の都道府県を越えるもの)以上の事業者。
届出事業者とは、それ以外の事業者。

【出典：情報通信統計データベース(総務省の情報通信政策に関するポータルサイト)をもとに作成】

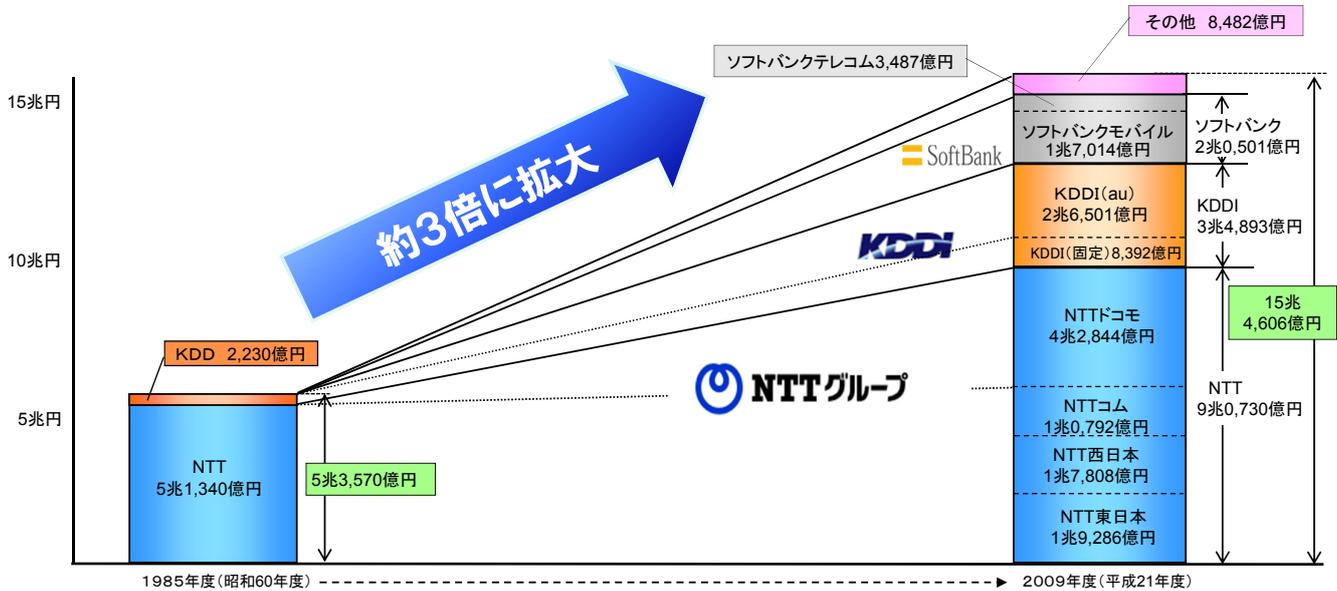
1-(1)-② 国内の電気通信業界の主な変遷



1-(1)-③ 国内電気通信市場の規模(平成21年度)



- 主要な電気通信事業者の平成21年度の売上高合計は約15兆円
- 昭和60年度の約3倍に拡大しているが、近年は、ほぼ横ばいとなっている。
 - うちNTTグループが約9兆3千5百億円を占める。



※ 各事業者の決算資料等(KDDIについては決算短信中のセグメント別売上高、ソフトバンクグループについてはソフトバンク社の連結決算短信中のセグメント別売上高)に基づき作成。

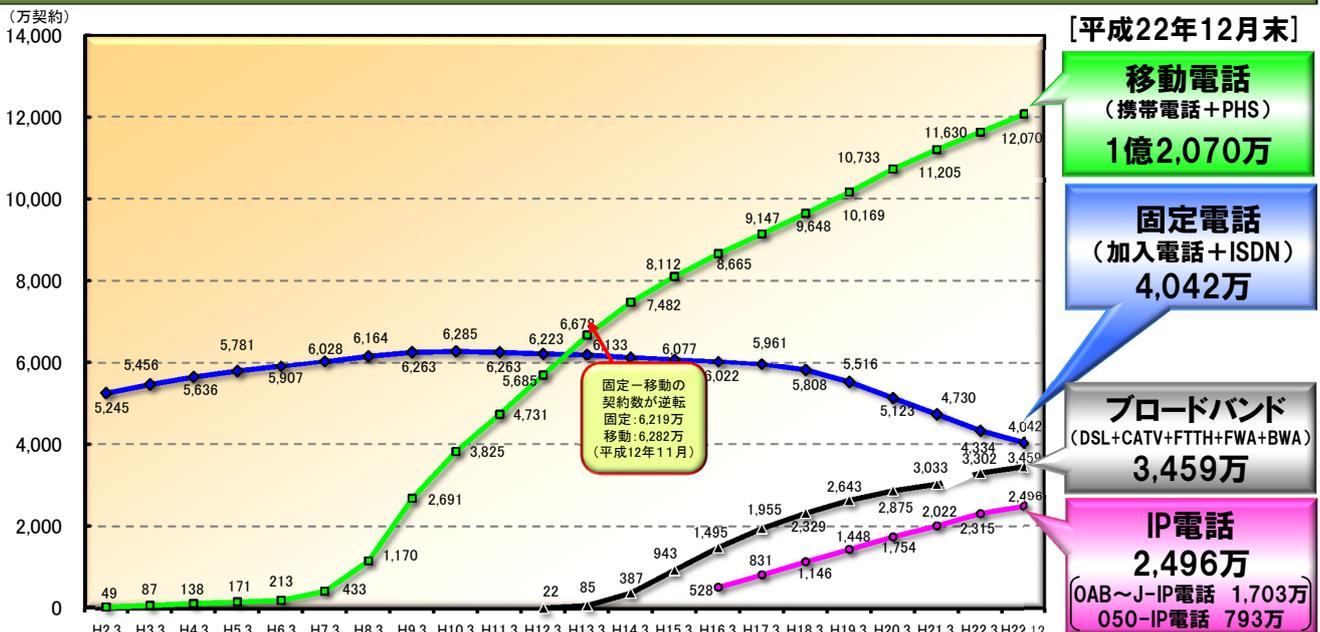
(参考) その他:イー・モバイル、スカパーJSAT、ケイ・オプティコム等

【出典: 総務省作成資料をもとに作成】

1-(1)-④ 電気通信サービスの契約数の推移



- 携帯電話の加入者数は、平成12年11月に固定電話の加入者数を逆転。平成19年3月末には1億を超え、平成20年3月末には固定電話の2倍以上となった。
- 平成20年12月末でブロードバンドの契約数は3千万を超え、平成22年12月末で3,459万となった。
- IP電話の利用番号数は、平成21年3月末で2千万を超え、平成22年12月末で2,496万となった。



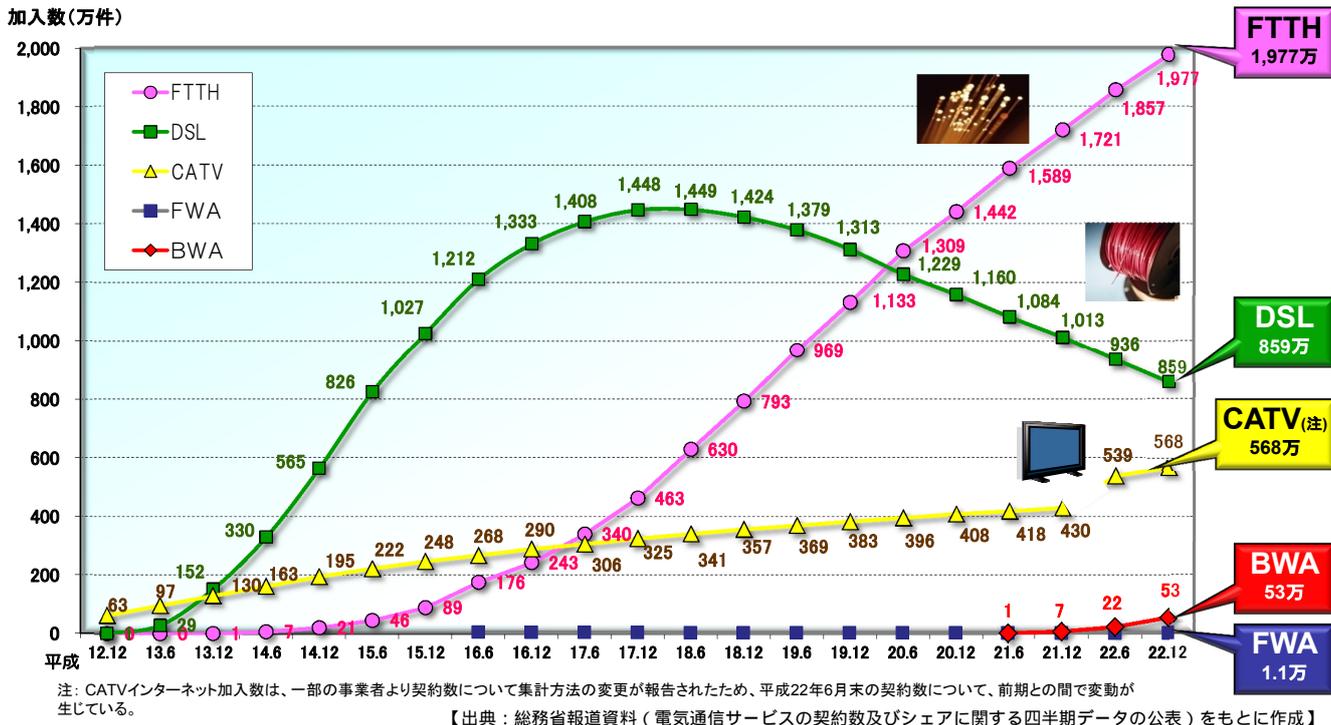
注1: 平成16年6月末分より電気通信事業者報告規則の規定により報告を受けた加入者数又は契約数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数又は契約数を集計。
 注2: ブロードバンド契約数は、一部の事業者より契約数について集計方法の変更が報告されたため、平成22年3月末の契約数について、前期との間で変動が生じている。

【出典: 総務省報道資料(電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表、電気通信サービスの加入契約数等の状況)をもとに作成】

1-(1)-⑤ ブロードバンドアクセスサービスの加入数の推移



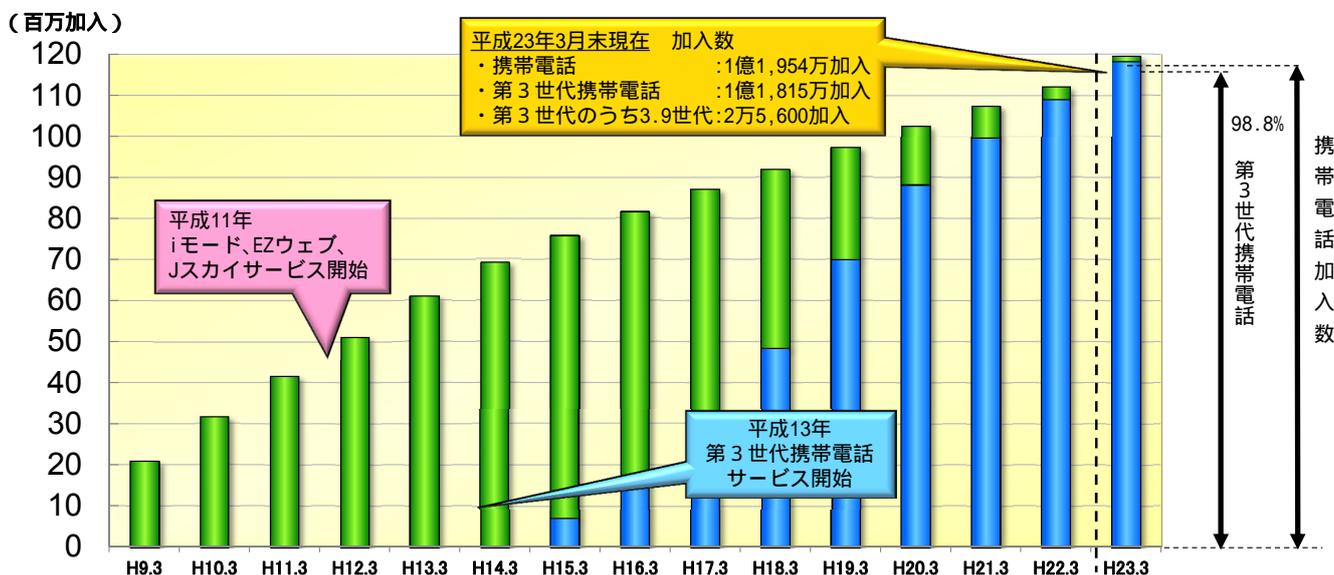
FTTH加入数が増加する一方、DSL加入数は平成18年4月以降減少に転じ、平成20年6月末にはFTTH加入数がDSL加入数を初めて上回った。



1-(1)-⑥ 携帯電話の普及



- 携帯電話加入数は、平成19年12月に1億加入を超え、平成23年3月末で1億1,954万加入となった。
- 第3世代携帯電話の加入数は平成21年4月末時点で1億加入を超え、携帯電話加入数全体に占める割合は平成23年3月末で98.8%となる一方、第2世代携帯電話は、平成22年3月末にソフトバンクモバイルのPDC方式によるサービスが終了し、NTTドコモのPDC(平成23年3月末終了)及びauのcdmaOneのみとなった。
- 平成22年12月24日から、NTTドコモの第3.9世代携帯電話サービス(Xi(クロスシ))が開始された。



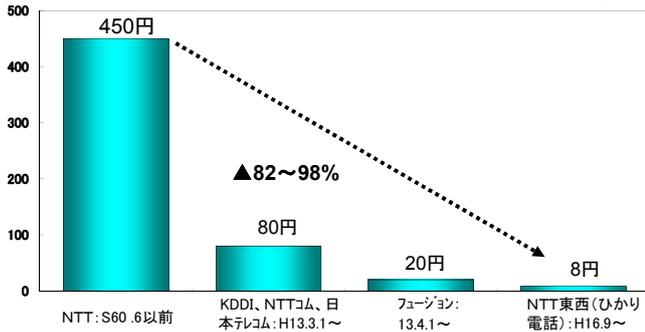
注: 本グラフでは、第3世代、第3.5世代及び第3.9世代携帯電話の合計を第3世代携帯電話として集計している。

【出典: 社団法人電気通信事業者協会プレスリリースをもとに作成】

1-(1)-⑦ 料金の低廉化

①市外通話(東京-大阪間)

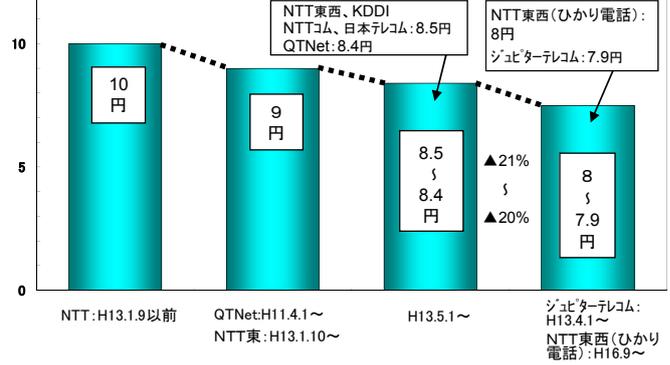
(平日昼間3分間、税抜き額)



②市内通話

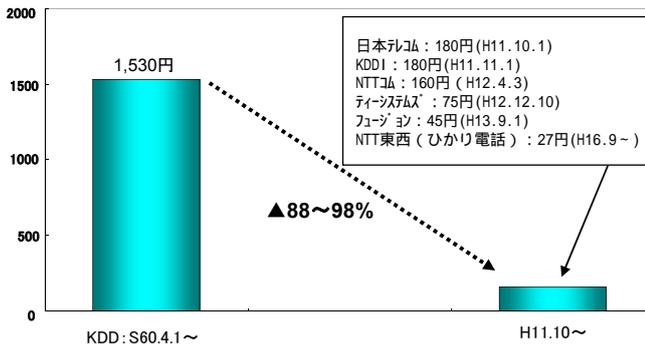
(H22. 4. 1現在)

(平日昼間3分間、税抜き額)



③国際通話(日米間)

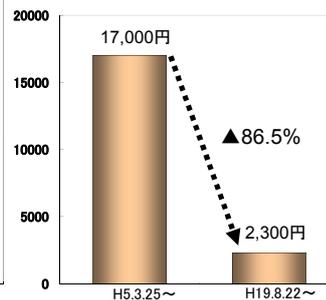
(平日昼間3分間)



【出典: 第73回(H18.9.26)電気通信事業紛争処理委員会資料をもとに作成】

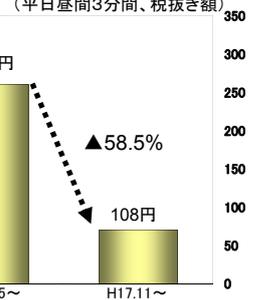
④携帯電話(800MHzデジタル方式)(NTTドコモの場合)

【基本料】



注1:H5.3.25の料金は、プランAの料金
注2:H19.8.22の料金は、ベーシックプランのタイプSIに「ひとりでも割50」を適用した料金

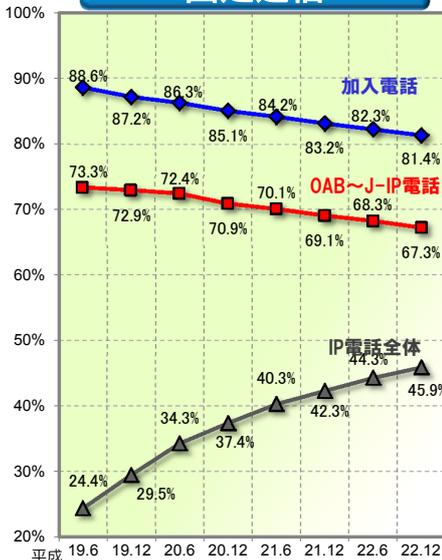
【通話料】(携帯→固定、県内)



1-(1)-⑧ NTT東西及びNTTドコモの市場シェアの推移

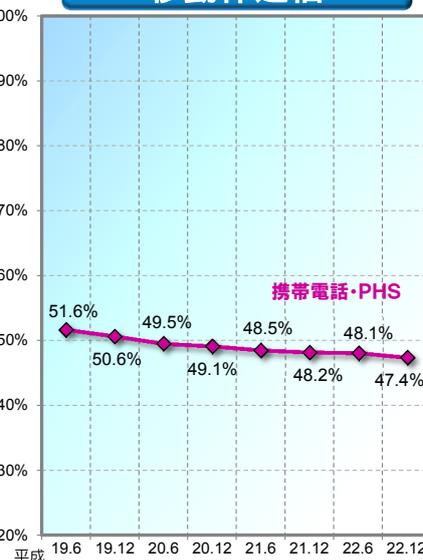
- 加入電話(NTT東西加入電話、直収電話、OAB~J-IP電話、CATV電話)は、NTT東西加入電話の減少が続き、シェアが減少しているが、IP電話全体(OAB~J-IP電話、050-IP電話)ではシェアを伸ばしている。
- NTTドコモの携帯電話・PHSのシェアは平成20年3月末以降過半数を割り込んでいる。
- NTT東西のDSLのシェアは概ね横ばいであるが、FTTHの増加によりブロードバンド全体で増加傾向が続いている。

固定通信

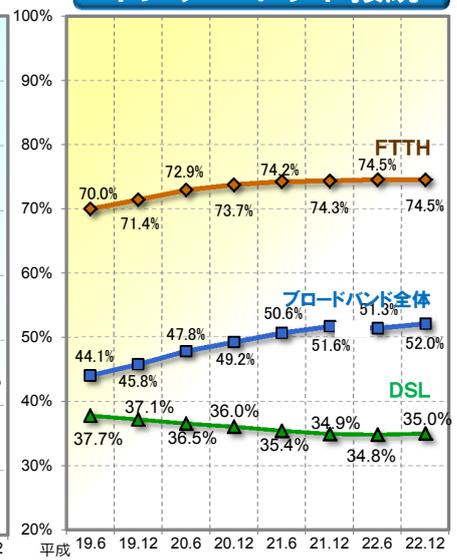


注: OAB~J-IP電話及びIP電話全体は利用番号数、その他は契約数のシェア

移動体通信



インターネット接続



注1:ブロードバンド全体とはDSL、FTTH、CATVインターネットをいう。
注2:一部の事業者より契約数について集計方法の変更が報告されたため、平成22年3月末のブロードバンド全体について、前期との間で変動が生じている。

【出典: 総務省報道資料(電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表)をもとに作成】

- 固定電話、050-IP電話、移動体通信、ADSL、FTTH、専用サービスは、市場集中度が3000を超えており、集中度が非常に高いと言える。中でもFTTHは市場が拡大する傾向にあると同時に集中度が高まる傾向を見せている。
- NTTグループのシェアは、050-IP電話、移動体通信、ADSL、ISPを除きいずれも5割を超えている。

領域	主な固定市場 (部分市場を含む)	09年度の評価結果		
		市場集中度(HHI)	NTTグループのシェア	
固定電話	固定電話(加入) (NTT加入電話、直収電話、CATV電話、 0AB~J-IP電話)	6951	82.9%	
	中継電話	市内	2433	市内 75.3%
		県内市外	2301	県内市外 73.5%
		県外	3574	県外 72.5%
		国際	2870	国際 66.4%
050-IP電話	3168	35.1%		
移動体通信	携帯電話・PHS	3461	48.2%	
インターネット 接続	ブロードバンド	3048	52.7%	
	ADSL	3263	34.8%	
	FTTH	5836	74.4%	
	ケーブルインターネット	1483	-	
	ISP	1557	31.9%	
法人向けネット ワークサービス	WANサービス	2173	67.5%	
	専用サービス	8354	94.6%	

() HHI(ハーフィンダール・ハーシュマン指数:Herfindahl-Hirschman Index)は、市場の独占度合いを測定する指標の一つ。各事業者が市場で有するシェアを自乗し、それを加算して算出する。HHIはシェアを自乗して加算するので、シェアの大きな事業者のシェア変動が大きく影響する。逆に、小さな事業者のシェア変動の影響は小さい。小規模な事業者の情報も欠いても、指標の有効性が損なわれにくい特徴がある。

(注1)「市場集中度(HHI)」の算出に当たっては、全国レベルではNTT東西を1社とみなし、その他のNTTグループの会社は別会社とみなしている(ただし、ブロードバンド・ISPにおいては、ソフトバンクグループ、J:COMグループ、JCNグループ及び電力系事業者を、CATVインターネットにおいては、J:COMグループ、JCNグループを、FTTHにおいては電力系事業者をそれぞれ1社とみなしている)。「NTTグループのシェア」のうち、050-IP電話はNTTコミュニケーションズ、ADSL・FTTHは、NTT東西のシェア。なお、固定電話、移動体通信、インターネット接続及びWANサービスは10年3月時点、専用サービスは09年3月時点のデータ。

(注2) 表中の矢印()は、「競争評価2008」と比較し、HHIについては100以上、シェアについては1ポイント以上を基準にした増減を表している。

【出典：電気通信事業分野における競争状況の評価2009(H22.9.17公表)をもとに作成】

1-(1)-⑩ NTT東西の次世代ネットワーク(NGN)で提供されるサービス

- NGNは、電話網の持つ信頼性・安定性を確保しながら、IPネットワークの利便性・経済性を備えた、次世代のフルIPのネットワーク。
- 我が国においては、平成20年3月末からNTT東西がNGNの商用サービスを開始。
- QoSサービスとして、高品質のひかり電話・テレビ電話及びマルチキャスト等のコンテンツ配信向けサービスを提供。

サービス分類	NGNのネットワークサービス
光ブロードバンドサービス ・インターネット接続 ・IPv6通信機能を標準装備	戸建て向け(最大通信速度100Mbps)
	集合住宅向け(最大通信速度100Mbps)
	事業所向け(最大通信速度1Gbps)
0AB~J-IP電話/ テレビ電話	QoS
	ひかり電話(標準品質、高品質(7kHz))
VPN (センタ・エンド型、 CUG型サービス)	QoS
	ベストエフォート
コンテンツ 配信向け サービス	QoS
	ベストエフォート
	ユニキャスト(帯域確保)
イーサネットサービス	イーサ(県内・県間とも)
	マルチキャスト(帯域確保)※地デジIP再送信向け
	ユニキャスト
	マルチキャスト

【凡例】

:平成23年3月末現在提供済

:平成23年4月以降提供予定

赤字が新サービス

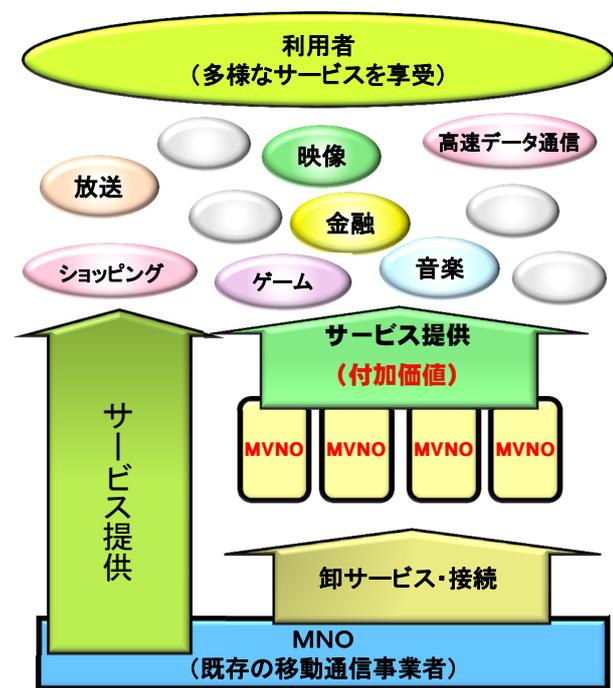
(注)地デジIP再送信は、平成20年5月、(株)アイキャスト及び(株)NTTぶららが、NGNを利用して東京・大阪において開始

- NTT東西のNGNの特徴**
- **品質確保(QoS)**
地域IP網で実現していた従来のベストエフォート型の通信に加えて、ネットワーク制御により、エンド・トゥ・エンドでの品質を確保したサービスを提供
 - **セキュリティ**
回線ごとに割り当てられた発信者IDをチェックし、なりすましを防止
ネットワークの入り口で、なりすましや不正なアクセスをブロックする機能などを具備
 - **信頼性**
ひかり電話網と異なり、当初から大規模ネットワークを想定したネットワークアーキテクチャを採用し、信頼性の高いネットワークを提供

【出典：第108回(H20.3.21)接続委員会資料をもとに作成】

1-(1)-⑪ MVNO(仮想移動体通信事業者)の参入

◆ MVNO(Mobile Virtual Network Operator: 仮想移動体通信事業者)とは、自ら無線局を開設・運用することなく、移動通信事業者(MNO: Mobile Network Operator)の提供する移動通信サービスを利用すること等により、利用者に対し移動通信サービスを提供する電気通信事業者。



MVNOの参入例(各社のウェブサイト等を基に作成)

みまもりホットライン(象印マホービン)

- NTTドコモのMVNOとして提供
- 無線通信機を内蔵した「iポット」を使うと、その情報がネットワークを経由して、携帯電話やパソコンから確認できるサービス
- 契約料5,250円(税込)、利用料3,150円/月(税込)

ディズニーモバイル(ウォルト・ディズニー)

- ソフトバンクモバイルのMVNOとして提供
- ディズニーのブランド、コンテンツを活用した携帯電話サービス
- ホワイトプラン(月額基本料980円、ディズニーモバイル・ソフトバンク携帯電話宛はメールし放題、1時~21時通話料無料)等

ココセコム(セコム)

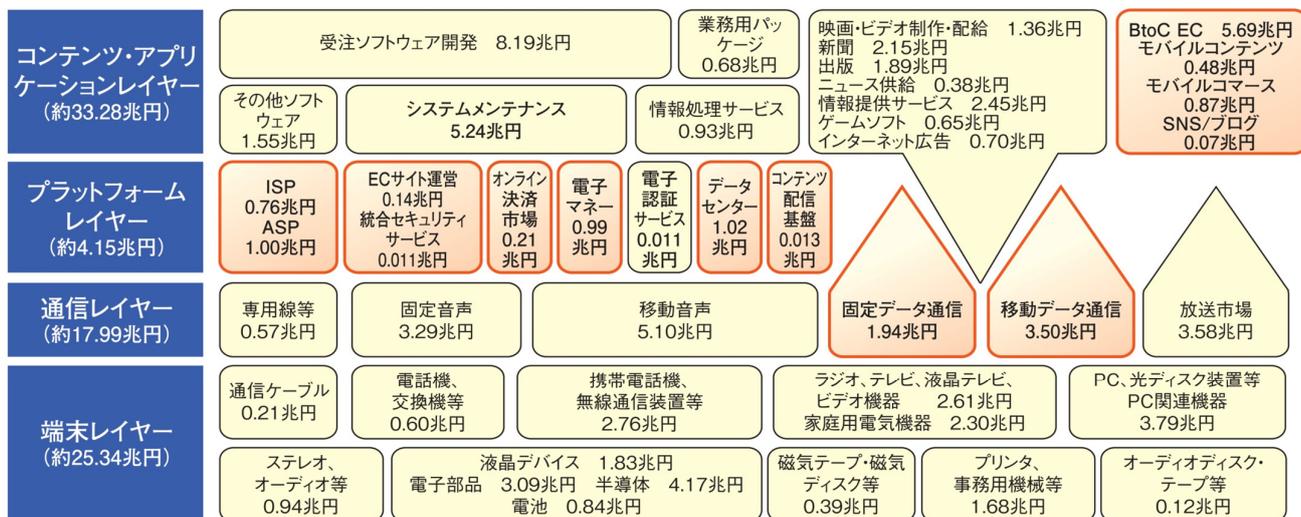
- KDDIのMVNOとして提供
- 位置情報サービス(ココセコム対応携帯を持っている人の位置情報を携帯電話等の画面で確認できるサービス)、救急信号サービス、現場急行サービス
- 加入料金3,675円、基本料金262.5円/月
 - > 位置情報提供料金: 210円/回(電話の場合)
 - > 現場急行料金: 10,500円/回

(上記金額は、いずれも税込)

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

1-(1)-⑫ 情報通信産業のレイヤー別市場規模(平成20年)

◆ コンテンツ・アプリケーションレイヤーや端末レイヤーの市場規模は、通信レイヤーの市場規模を上回っている状況。
 ◆ コンテンツ・アプリケーションレイヤーにおけるBtoC EC(企業・消費者間の電子商取引)、モバイルコンテンツ・コマース、SNS・ブログ関連、さらにプラットフォームレイヤーの大部分については、年平均で10%を超える成長分野となっている。



※ 橙色の箇所は平成17~20年の年平均成長率が10%超の分野

【出典：「平成22年 情報通信に関する現状報告」及び「総務省 情報格差是正に関する調査研究 報告書(平成22年)」をもとに作成】

- ◆ 端末レイヤーは、産業のグローバル化や水平統合化を背景とした価格競争の影響を背景に、平成17年～平成20年は減少傾向で推移。通信レイヤーにおいても、平成20年に減少に転じた。
- ◆ 一方、コンテンツ・アプリケーションレイヤーの市場規模の大きさと成長率は注目される。
- ◆ プラットフォームレイヤーについては、市場規模は小さいものの市場成長率の伸張が著しい。



【出典：総務省 情報格差是正に関する調査研究 報告書（平成22年）をもとに作成】

1-(1)-⑭ 我が国の電波利用の変遷 ～無線局数及び主な利用の推移～

1950年

公共利用(放送、船舶・航空による保安通信、防災通信等)が中心

1985年

電気通信事業への民間参入が可能となり、電波の民間利用が急速に拡大

2010年

・携帯電話、1億加入超
・3G移行(約90%)が進展
・無線アクセスシステムの普及

今後

ユビキタスネットワーク社会における多様な電波利用(新たな電波利用ニーズの拡大)

約5,118局

移動局 4,195局
固定局 552局
放送局 80局
その他 291局

放送
海上通信
地方公共団体等
防災通信
消防署等

約381万局

移動局 約107万局
固定局 約38万局
放送局 約2.4万局
その他 約268万局

衛星通信
固定マイクロ回線

約1億1,656万局

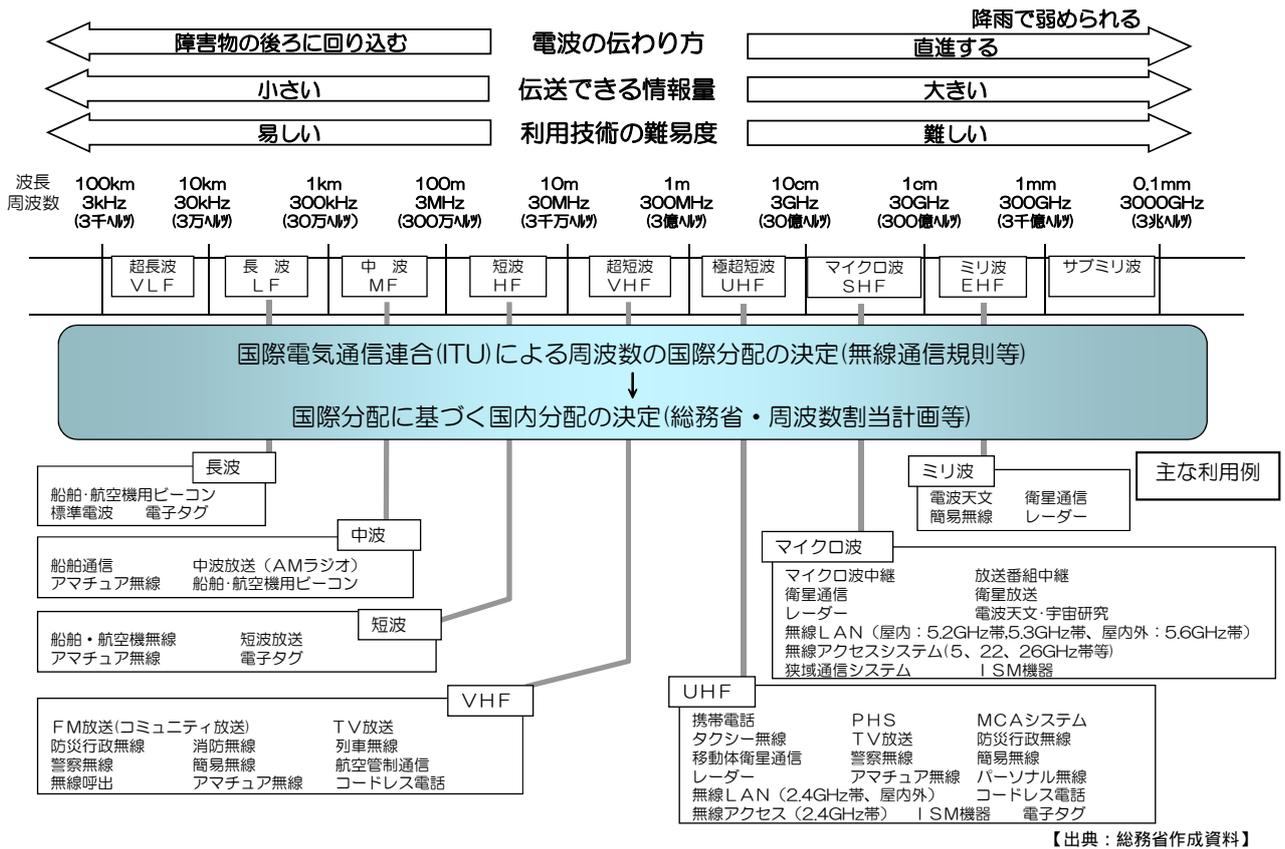
移動局 約1億1,467万局
固定局 約10.6万局
放送局 約2.6万局
その他 約177万局

携帯電話・携帯インターネット
無線LAN

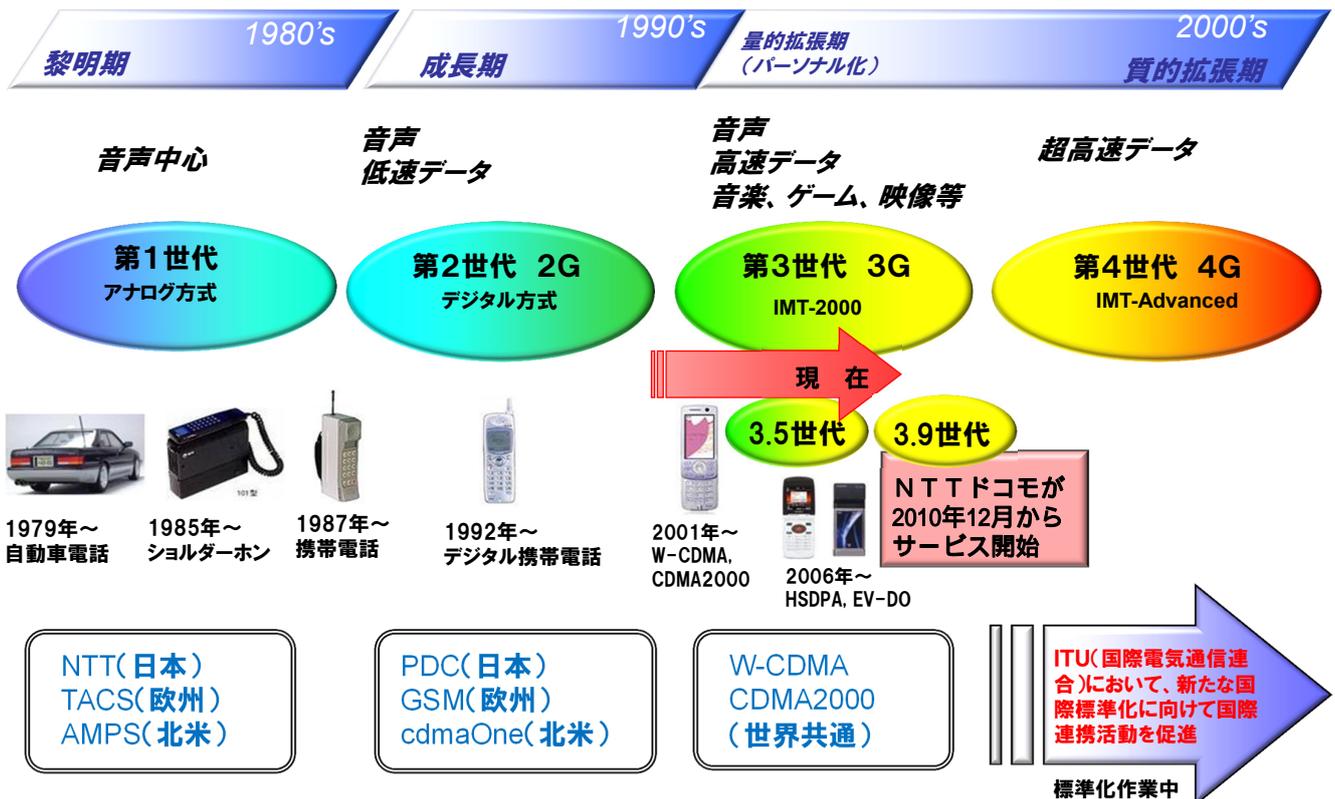
(新たな電波利用の例)

モバイルオフィス、モバイルM
有線ブロードバンドの代替(過疎地等でもブロードバンド通信を実現)
安全・安心ITS
次世代情報家電

【出典：総務省作成資料】



1-(1)-⑯ 携帯電話の歴史と今後の発展動向



【出典：第90回 (H20.6.17) 電気通信事業紛争処理委員会資料をもとに作成】

1 電気通信事業の動向

(2) 接続料の動向

1-(2)-① NTT東西の接続料の算定方式



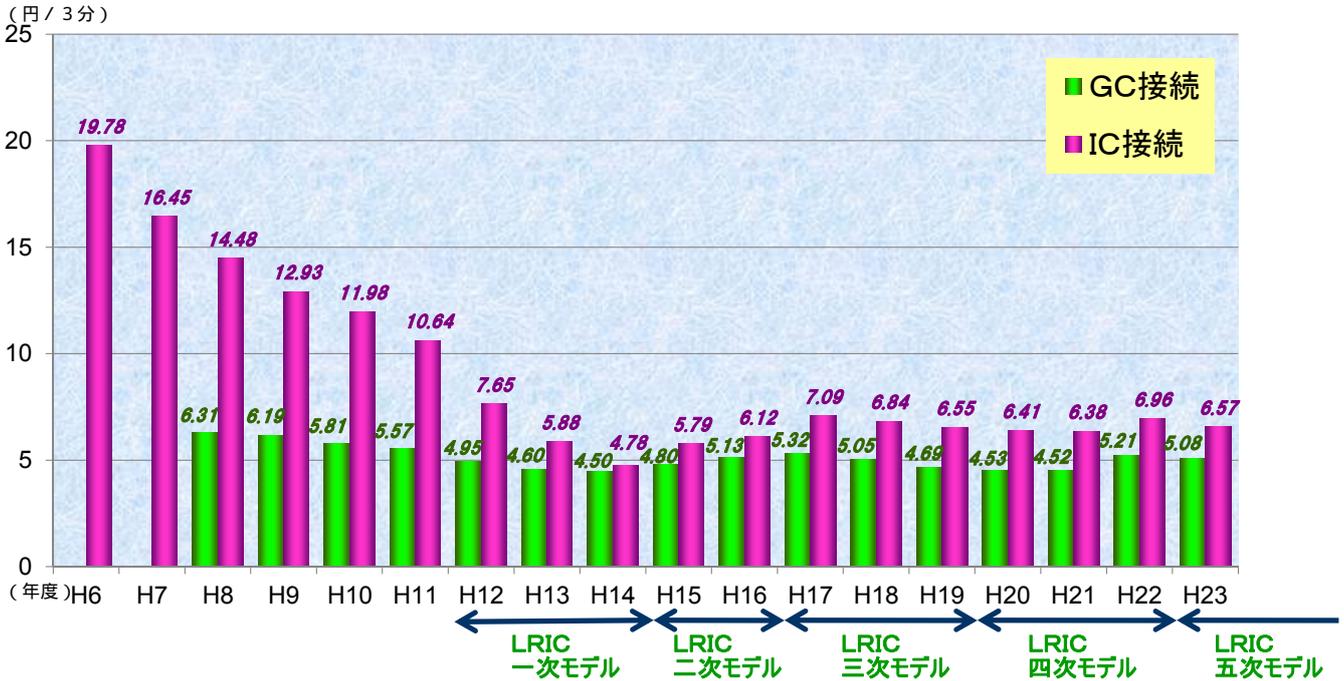
算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC)		<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 前年度下期+当年度上期の通信量を使用 ボトムアップ方式のLRICモデルを使用 	<ul style="list-style-type: none"> 電話網 (加入者交換機、中継交換機、加入者交換機-中継交換機回線、信号網等) PHS基地局回線
実際費用方式	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 接続料の急激な変動を緩和する必要があると認められる場合にも適用 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(加入ダークファイバ)^{※2} NGN(IGS接続、収容局接続、中継局接続)
	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 前々年度の実績需要・費用に基づき算定 当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算 ^{※1} 	<ul style="list-style-type: none"> 地域IP網 IP関連装置(メディアコンバータ(東),GE-PON等) 中継光ファイバ回線(中継ダークファイバ) 加入者回線(ドライカッパ) 専用線 公衆電話 メディアコンバータ(NTT西)
キャリアズレート		<ul style="list-style-type: none"> 届け出ている小売料金から営業費相当分を控除するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ISDN加入者回線(INS1500) 専用線

※1 実績原価方式については、07年7月の接続料規則の改正により、08年度接続料算定から事後精算制度が廃止され、事前に接続料が確定する方式(直近の実績に基づき接続料を算定)に変更された。

※2 加入ダークファイバの現行接続料は、08～10年度(3年間)の原価・需要の予測値に基づき算定。

【出典：第108回(H20.3.21)接続委員会資料をもとに作成】

- NTT東西の固定電話の接続料はLRIC方式(現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たにネットワークを構築した場合の費用に基づいて算定する方式)により算定される。
- 平成23年度の接続料は、GC接続**5.08円**/3分、IC接続**6.57円**/3分となっている。



【出典：総務省報道資料（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（H23.3.29）をもとに作成）】

- 加入光ファイバについては、ブロードバンド普及促進に向け、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、その接続料算定に当たっては、平成23年度から平成25年度までの3年間について、各年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いている。

光信号端末回線伝送機能の接続料

光信号端末回線伝送機能の接続料は、シングルスター方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるもの。 **タイプ1-1**

	22年度	23年度	24年度	25年度
NTT東日本	4,610円	4,194円	3,568円	3,380円
NTT西日本	4,932円	4,784円	4,578円	3,426円

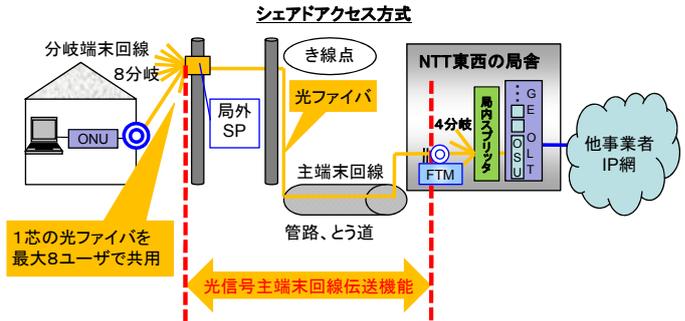
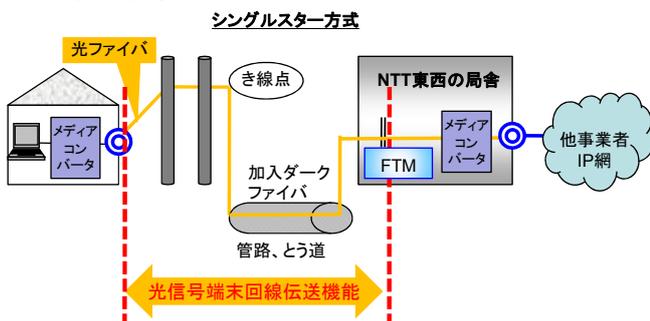
注1: 1芯当たりの月額料金。
 注2: 上記のほかに、回線管理運営費(東42円、西60円(H23年度。実績原価方式により算定))が必要。
 注3: H24、H25年度接続料については、次年度以降乖離額(H22、H23年度分)の調整が行われる予定。

光信号主端末回線伝送機能の接続料

光信号主端末回線伝送機能の接続料は、シェアアクセス方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるもの。 **タイプ1-1**

	22年度	23年度	24年度	25年度
NTT東日本	4,179円	3,756円	3,155円	2,982円
NTT西日本	4,368円	4,298円	3,995円	3,010円

注1: 1芯当たりの月額料金。
 注2: H24、H25年度接続料については、次年度以降乖離額(H22、H23年度分)の調整が行われる予定。
 注3: 局外スプリッタの接続料については、実績原価方式にて毎年更新されるもの。



【出典：総務省報道資料（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（H23.4.4））をもとに作成）】

1-(2)-④ NGNの接続料の算定方法等



- NGNの接続料について、接続会計のデータを用いて算定可能となるのは、2010年度接続料からとなる。
- このため、**2008年度接続料等については、相対取引等の暫定措置を認め、2009年度接続料については**、算定期間(1年間)の費用と需要を予測して接続料を算定する方式(将来原価方式)で算定(イーサネット接続料については、2009年度接続料まで相対取引を適用)。
- 2010年度接続料等については**、NGNの費用・資産が整理された**2008年度会計を踏まえ、実際費用方式で算定**。イーサネット接続料についても、**2010年度接続料から、新たに設定**。
- なお、**ひかり電話については**、利用者の混乱を招来するおそれがあること等から、**NGNとひかり電話網の接続料を合算して算定**。

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
フレッツサービス (収容局接続)		●地域IP網の接続料と同一の接続料を暫定適用	●将来原価方式で算定【地域IP網とは別個に接続料算定】	●実際費用方式で算定	
ひかり電話 (IGS接続)		●現在のひかり電話の接続料(相対取引)を暫定適用	●将来原価方式で算定【ひかり電話網と合算して接続料算定】	●実際費用方式で算定	
イーサネットサービス		●相対取引を暫定適用(⇒接続料設定のためにはシステム改修の期間等が必要)		●実際費用方式で算定	
中継局接続		●相対取引を暫定適用	●将来原価方式で算定	●実際費用方式で算定	
接続会計の整理		●コストドライバの検討・報告 9月末 ▲機能毎の設備区分の新設等	2008年度接続会計報告・公表 ▲	2009年度接続会計報告・公表 ▲	2010年度接続会計報告・公表 ▲

【出典：総務省作成資料】

1-(2)-⑤ NTT東西のNGN(Next Generation Network)接続料



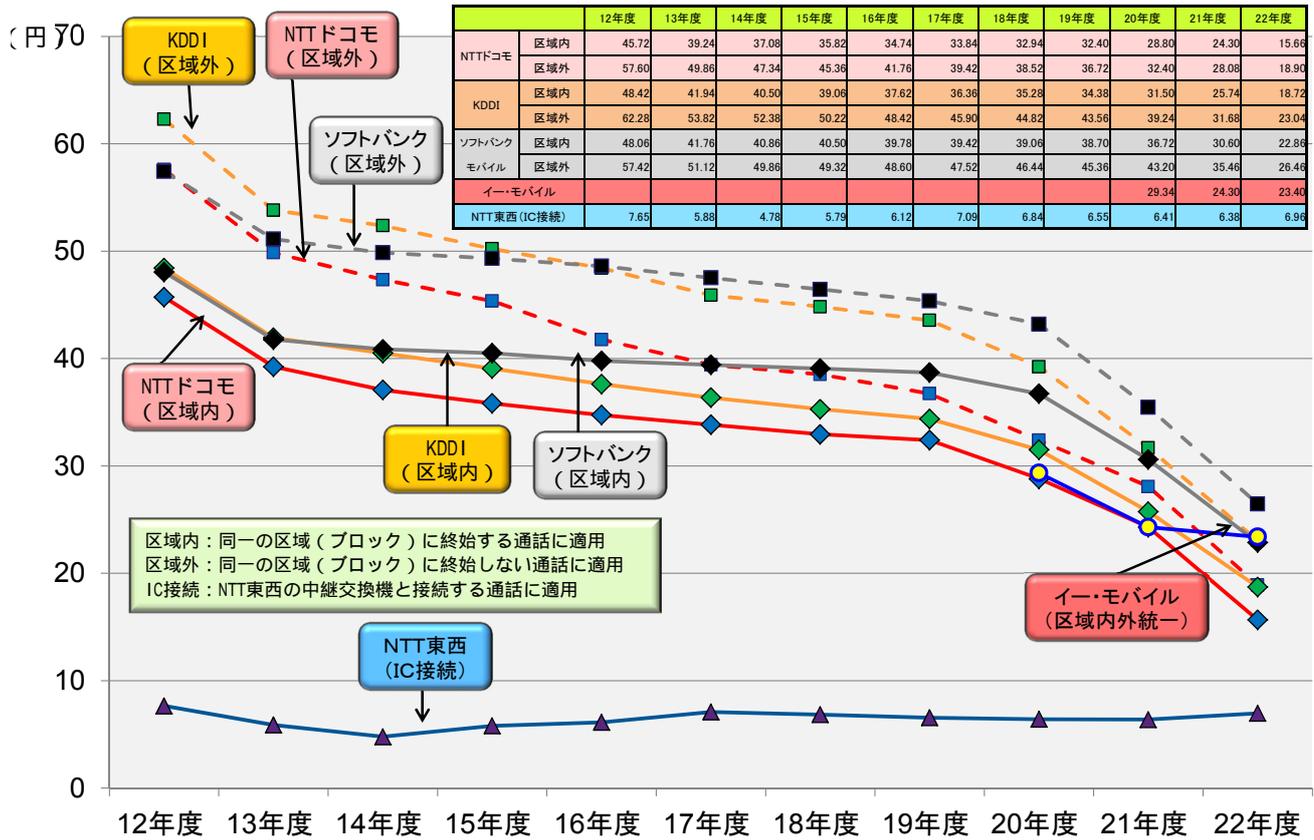
- NGNは、サービス開始から日が浅く今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、NGNの平成23年度接続料については、将来原価にて算定することとしている。
- NGNの需要については、今後の新サービスの登場等によりトラフィックが大きく変更する可能性が高いことから、平成23年度の1年間を算定期間としている。
- 具体的には、平成21年度の接続会計におけるNGN設備の設備管理運営費をベースに、フレッツ光ネクストのユーザ数等に応じた設備構築実績を踏まえて予測した平成23年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で、各費用の算定等を行っている。

	収容局接続機能 【装置・月】		IGS接続機能 【3分】		中継局接続機能 【10Gポート・月】	
	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度
NTT東日本	146.9万円 (32.2%)	216.8万円	5.02円 (12.1%)	5.71円	541.7万円 (14.7%)	634.8万円
NTT西日本	217.8万円 (11.2%)	245.3万円	5.74円 (8.9%)	6.30円	654.2万円 (+22.3%)	534.8万円

中継系交換機能に係る平成22年度接続料(3分当たり0.42円)を含む。
()内の数字は平成22年度接続料に対する増減額

【出典：総務省報道資料(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(H23.4.4))をもとに作成】

1-(2)-⑥ 携帯電話に係る接続料(3分換算)の推移



【出典：第111回（H22.12.13）電気通信事業紛争処理委員会資料（総合通信基盤局作成）をもとに作成】

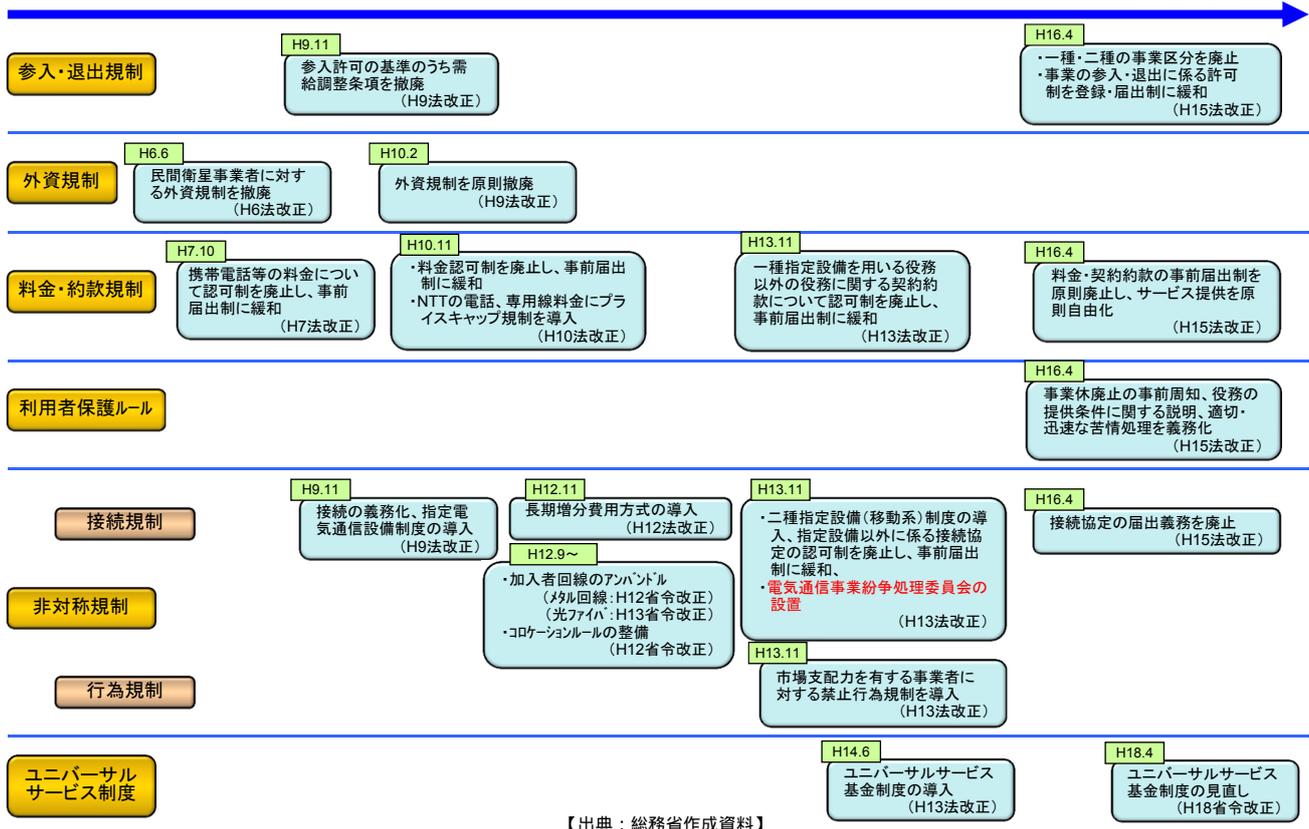
2 電気通信政策の動向

(1) 指定電気通信設備制度

2-(1)-① 電気通信事業に関する規律の変遷



(年月は施行時点)



2-(1)-② 現行の電気通信事業法による規律の概要



		電気通信事業者	
		第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(固定系)	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(移動系)
参加・退出規制	外資規制	【参加】届出 (①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、②中継系伝送路設備の設置区間が一の都道府県の区域を超える場合は登録) 【退出】事後届出 (利用者に対しては予め相当の期間をおいて周知が必要) 【外資規制】なし (NTT持株に対しては3分の1の外資規制)	
料金・約款規制		原則として自由 【基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス: 国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務)】 契約約款の作成、届出	【指定電気通信役務(1)】 保障契約約款の作成、届出 【特定電気通信役務(2)】 プライスカップ規制(上限価格規制)
利用者保護		事業休廃止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務	
非対称規制	接続規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務 ・接続約款の認可、公表 ・接続会計の整理 等	
	行為規制	なし	【禁止行為】 ・接続情報の目的外利用・提供 等 【特定関係事業者(NTTコム)との間の禁止行為】 ・役員兼任 等
ユニバーサルサービス制度		【ユニバーサルサービスの範囲】 加入電話基本料、公衆電話、緊急通報 【制度の仕組み】 適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付	

(1) 指定電気通信役務=第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務: NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、Bフレット、フレットISDN、オフトーク等

(2) 特定電気通信役務=指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務: NTT東西の加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話料・通信料、番号案内料)、専用線専用料

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

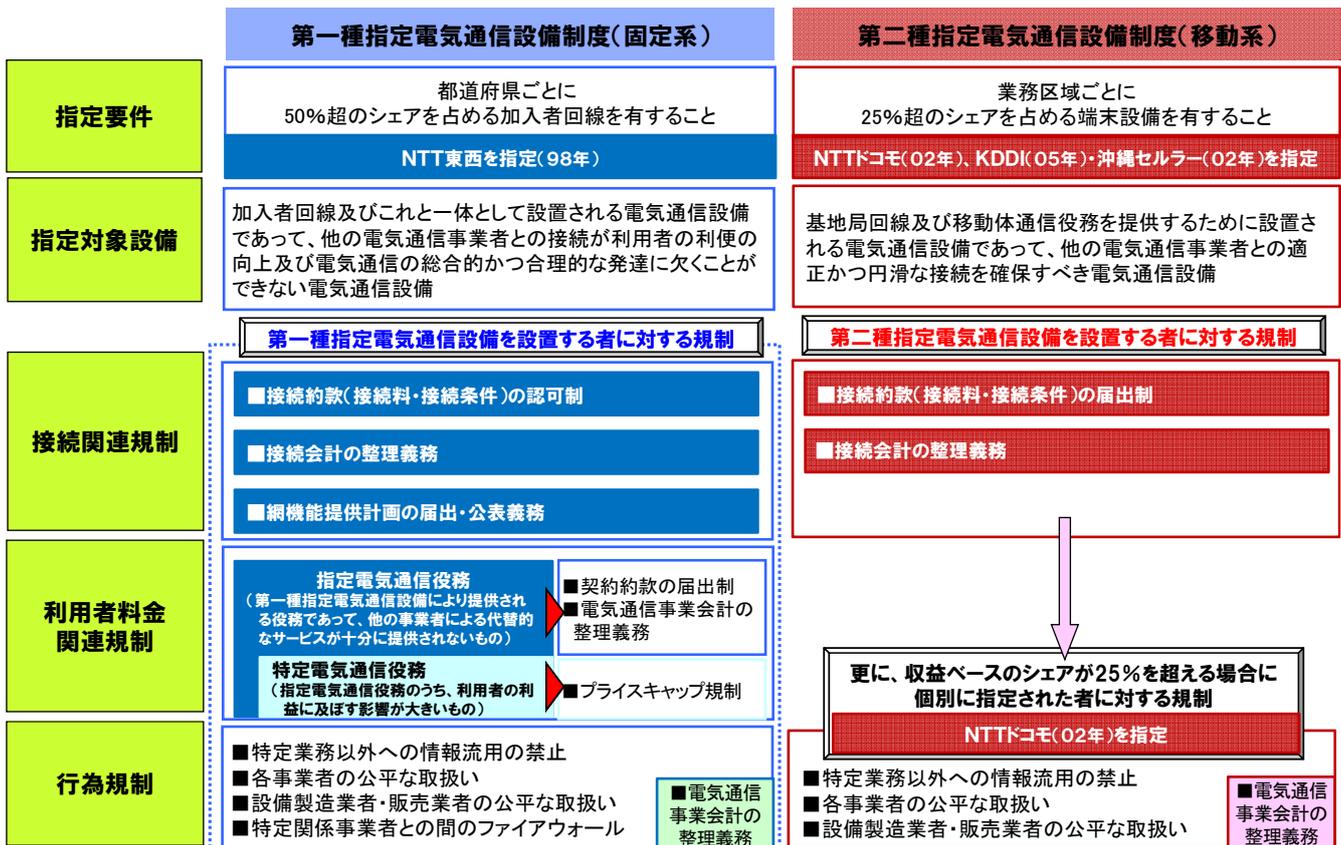
2-(1)-③ 現行のNTT法の枠組み



	日本電信電話株式会社 (持株会社)	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社 (地域会社)
目的 (第1条)	◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。	◇地域電気通信事業を經營する。
事業 (第2条)	◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究	◇地域(=同一の都道府県内)電気通信業務 ◇地域電気通信業務に附帯する業務(「附帯業務」) ◇総務大臣の認可を受けて、地域会社の目的を達成するために必要な業務(「目的達成業務」) ◇総務大臣の認可を受けて、業務区域以外の区域における地域電気通信業務 ◇総務大臣の認可を受けて、地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(「活用業務」) 総務大臣は、地域会社が当該業務を営むことにより地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可しなければならない
責務 (第3条)	◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保 ◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及	
株式 (第4条～ 第7条)	◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制 ◇政府保有株式の処分制限	◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有
役員等 (第10条～ 第12条)	◇役員選任決議認可、外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可、剰余金処分決議認可 ◇事業計画認可	◇外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可 ◇事業計画認可

【出典：総務省作成資料】

2-(1)-④ 指定電気通信設備制度の枠組み



【出典：総務省作成資料をもとに作成】

2-(1)-⑤ 指定電気通信設備の範囲



- 現行制度は、オープン化の対象となる具体的な設備を、実現される機能を念頭に置きつつ指定。
- 平成20年7月7日、NGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備の対象とした。
- 平成22年1月8日、戸建て向け光信号用の屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の対象とした。

第一種指定電気通信設備の指定内容

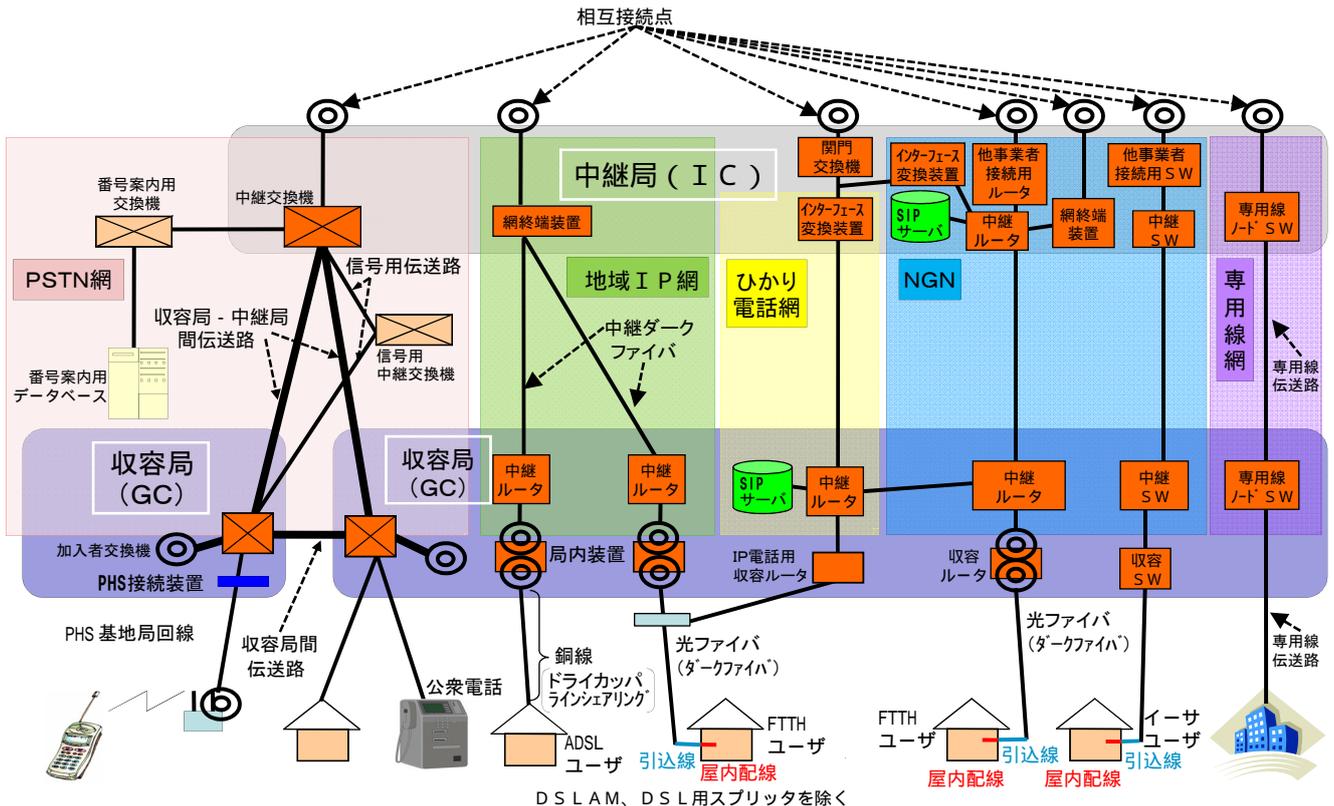
1. 固定端末系伝送路設備(加入者側終端装置、主配線盤等を含む)
2. 第一種指定端末系交換等設備及び第一種指定中継系交換等設備 (ただし、以下の設備を除く。 ・他の電気通信事業者の設備への振り分け機能を有さないルータ(当該ルータと対向するルータが振り分け機能を有する場合を除く) ・DSLAM(G.992.1/G992.2 Annex C準拠に限る。)及びDSL用スプリッタ(コロケーションできない局舎に設置される場合を除く)
3. 第一種市内伝送路設備及び第一種指定中継系伝送路設備
4. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
5. SIPサーバ
6. 番号案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御(統括)局
7. PHS事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール及び端末認証用のサービス制御(統括)局
8. 公衆電話機及びこれに付随する設備
9. 番号案内又は手動通信に用いられる交換機、案内装置及び伝送路設備
10. 相互接続点までの伝送路設備

第二種指定電気通信設備の指定内容

交換設備	1. 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの(第二種指定端末系交換設備) 2. 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの(第二種指定中継系交換設備) (ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるものうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。)
伝送路設備	3. 第二種指定中継系交換設備の交換設備相互間に設置される伝送路設備 4. 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備(第二種指定端末系無線基地局) 5. 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物(第二種指定端末系交換局)との間に設置される伝送路設備 6. 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
その他	7. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機 8. 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局 9. 他の電気通信事業者の電気通信設備と1.~8. に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備(3.~8.に掲げるものを除く。)

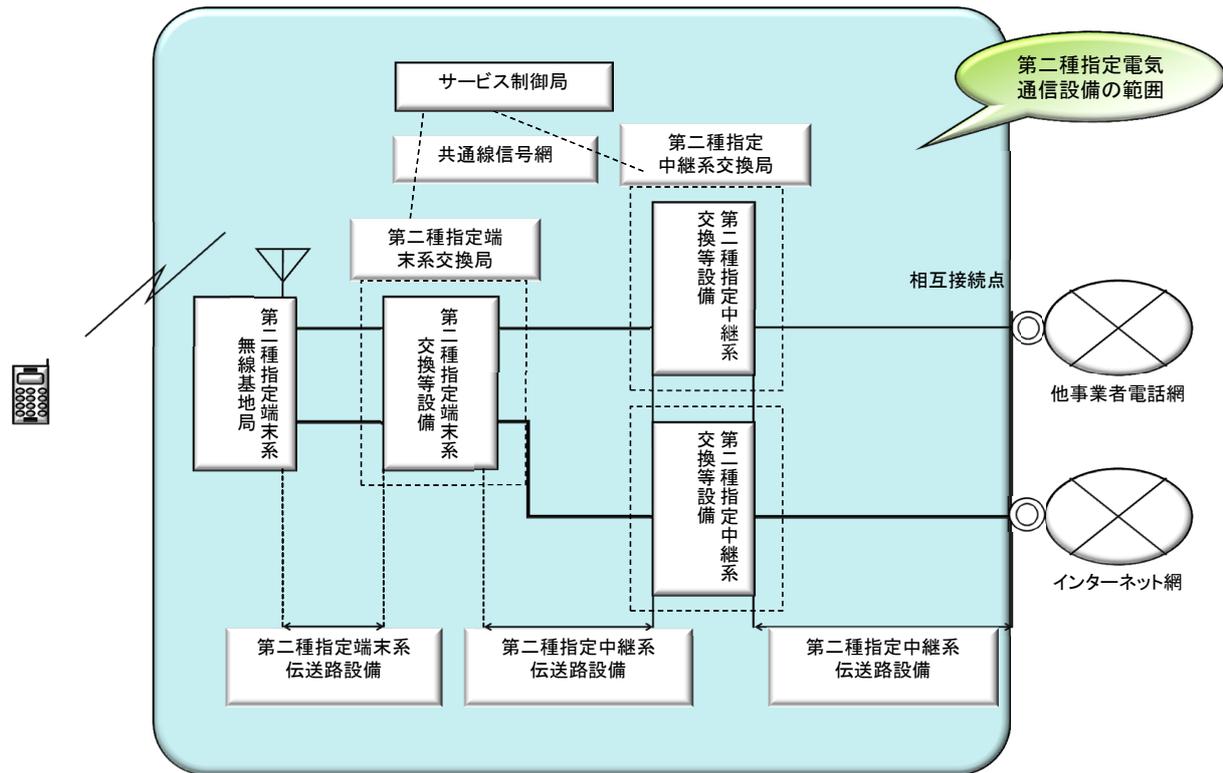
【出典：第7回(H19.5.25)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

2-(1)-⑥ 第一種指定電気通信設備の範囲(概念図)



DSLAM、DSL用スプリッタを除く

【出典：第1回(H18.12.15)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】



【出典：第1回（H18.12.15）新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

2-(1)-⑧ 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為

いわゆる「市場支配力を有する電気通信事業者」(※)による他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある行為を類型化し、禁止している。
 なお、禁止行為の具体例については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に列挙・公表。

- () 第一種指定電気通信設備（固定系）を設置する事業者（NTT東日本、NTT西日本を指定）
- 第二種指定電気通信設備（移動系）を設置する事業者のうち、市場シェア等を勘案して個別に指定（NTTドコモを指定）

○ 禁止行為の3類型とその具体例

<p>【法第30条第3項第1号】 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供</p>	<p>【具体例】 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為</p>
<p>【法第30条第3項第2号】 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与</p>	<p>【具体例】 優先接続（マイライン）等における利用者登録作業についての不公平な取扱い 自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務 自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い 特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること 自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等</p>
<p>【法第30条第3項第3号】 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉</p>	<p>【具体例】 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限 コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉</p>

【出典：第7回（H19.5.25）新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料】

区分	内容
■接続約款の作成・認可(第2項)、公表(第11項)	▶接続料、接続箇所における技術的条件等の接続条件について接続約款を定め、認可を受けること(新たに指定された設備については3か月以内に認可申請(第16項)。接続約款を変更する場合も同様。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 【認可の要件(第4項)】 □標準的な技術箇所における技術的条件、機能ごとの接続料、事業者間の責任に関する事項等が適正・明確に定められていること □接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして接続料規則で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること 加入者交換機能等の接続料の原価は長期増分費用方式(LRIC)により算定 □接続条件が、第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと □特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと </div> ▶認可接続約款の実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットにより公表すること。
■接続約款の届出(第7項)	▶接続約款の条件のうち、付加的な機能の接続料等一定の軽微な事項については、その実施前(新たに指定された設備については3か月以内(第17項))に届出を行うこと。
■接続約款の変更認可申請命令(第6項) ■変更命令(第8項)	▶公共の利益の増進に支障があると認めるときは接続約款の変更認可申請命令(届出約款の場合は変更命令)が可能。
■認可接続約款等に基づく接続協定の締結(第9項)	▶原則として、認可接続約款に基づき接続協定を締結すること。 ▶認可接続約款等により難い特別な事情があるときは、認可を受けて接続約款等に基づかない接続協定を締結することができる。(第10項)
■通信量等の記録(第12項) ■接続会計の整理・公表(第13項)	▶接続料規則で定める機能ごとに通信量、回線数等を記録すること ▶接続会計規則により接続会計を整理し、接続に関する収支状況等について公表すること。
■接続料の再計算義務(第14項)	▶LRICによる接続料については接続約款認可後5年以内(現行接続料規則上1年ごと)に、それ以外の接続料については毎事業年度の接続会計を整理したときに、それぞれ接続料を再計算すること。
■接続に必要な情報の提供の努力義務(第15項)	▶第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めること。

【出典：第1回(H18.12.15)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

2-(1)-⑩ 接続約款に規定すべき主な事項

電気通信事業法第33条第4項第1号

- 標準的な接続箇所における技術的条件
- 機能ごとの接続料
- 事業者間の責任に関する事項
- 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別
- その他第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

電気通信事業法施行規則第23条の4第2項

- 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続
- 建物・管路・とう道へのコロケーションに係る事項

- ☒ 他事業者がコロケーション可能な空きスペースに関する情報開示を受けるための手続
 - ☒ 他事業者がNTT東西に対しコロケーションを請求し回答を受ける手続
(他事業者による当該請求に係る建物への立入りの手続を含む。)
 - ☒ 他事業者が工事/保守を行う場合の手続
 - ☒ NTT東西が工事/保守を行う場合に他事業者が立会う手続
 - ☒ コロケーションの請求からその実現までに要する標準的期間(調査申込～設置工事)
 - ☒ NTT東西が設置する建物等の場所に関して他事業者が負担すべき金額
(正味固定資産価額を基礎として接続料原価の算定方法に準じて算定)
 - ☒ 他事業者のコロケーション設備についてNTT東西が工事/保守を請け負う場合に他事業者が負担すべき金額 等
- 他事業者が電柱等に設備を設置する際の手続等

- ☒ 他事業者が接続に必要な装置をNTT東西の電柱等に設置するための手続
 - ☒ 他事業者が負担すべき金額 等
- 他事業者が現存するNTT東西の屋内配線を利用する際の条件等

- ☒ 他事業者が現存するNTT東西の屋内配線に関し工事を行う場合の手続
 - ☒ 他事業者が負担すべき金額 等
- NTT東西が第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の費用
(能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額)
- NTT東西及び他事業者が利用者に対して負うべき責任に関する事項
- 重要通信の取扱方法
- 協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法

【出典：第1回(H18.12.15)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料】

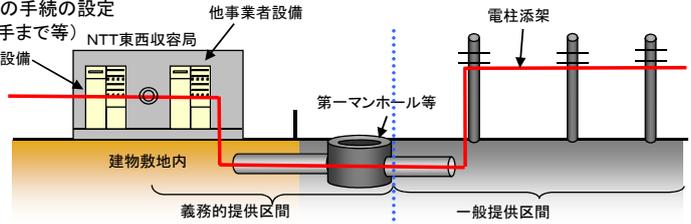
「コロケーション」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の建物等において、接続事業者が接続に必要な装置を設置することをいう。

- コロケーションに関する手続について以下のことをNTT東西の接続約款に記載。(電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号)
 - ① コロケーションの空き場所等(スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量)に関する情報開示
 - ② コロケーションの調査申込みに対する回答を受ける手続の設定
 - ③ 接続事業者が自前工事・保守を行う場合及び当該建物へ立ち入る場合の手続の設定
 - ④ 標準的期間の設定(調査申込みから回答まで、設置申込みから工事着手まで等)

コロケーションの義務がある区間

通信用建物、その通信用建物から工事可能なもっとも近いマンホール等までの間の管路又はどう道並びにその通信用建物の敷地内にある電柱

コロケーションルールの整備



97年11月	接続約款にコロケーションの条件を規定。
99年8月	接続約款の認可申請の際、コロケーションの在り方について検討を行う旨の電気通信審議会(当時)からの答申を受け、「コロケーションが必要な装置かどうかは接続事業者側の判断を基本として合理的な範囲内で決すること」とした。
00年9月	コロケーションの需要が高まるにつれ、更なるルール整備の必要性が認識され、コロケーションに係る以下の事項を接続約款に規定。 ・コロケーションに関する手続(情報開示、請求から回答までの手続、接続事業者が自ら工事及び保守する場合の手続) ・標準的処理期間 ・工事保守費用
00年9月 -12月	接続約款の認可申請の際の電気通信審議会の答申による要望事項を受けて、NTT東西に対して以下の改善を求めた。 ・各通信用建物に空き場所があるかどうかの情報を無償で提供 ・コロケーションの場所は役務提供を阻害しない範囲内でもっとも低廉になる条件にあることを基本とすること。 ・空き場所がない場合は立ち入りを受け入れること 等
01年12月	特定事業者によるコロケーションスペースの大量保留により、他事業者のコロケーションスペースの確保が困難となるビルが生じたことから、コロケーションスペースの保留期間の短縮化等について接続約款に規定。
02年3月	コロケーションのためのリソース(スペース、電力容量、MDF端子)が枯渇しているビルにおける配分上限値の設定を接続約款に規定。
03年5月	コロケーション申込み後の保留解除における違約金を接続約款に規定。
07年11月	コロケーションスペース等の過剰保留を抑制する仕組み及び電柱におけるコロケーション手続の整備を接続約款に規定。

【出典：第87回(H19.1.23)接続委員会資料をもとに作成】

区分	内容
■接続約款の作成・事前届出(第2項)	<p>▶接続料、接続箇所における技術的条件等の接続条件について接続約款を定め、その実施前に届け出ること(新たに指定された設備については3か月以内に届出(第7項))。接続約款を変更する場合も同様。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【接続約款に規定すべき事項(電気通信事業法施行規則第23条の9の3)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 他電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所、接続箇所における技術的条件 ■ 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額 ■ 電気通信事業者間の責任に関する事項 ■ 接続協定の締結及び解除の手続 ■ 接続請求を受けた日から接続開始までの標準的期間 ■ 利用者に対して負うべき責任に関する事項 ■ 重要通信の取扱方法 ■ その他、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項 ■ 他事業者との協議が調わない場合におけるあっせん又は仲裁による解決方法 </div>
■接続約款の公表(第5項)	▶届け出た接続約款の実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットにより公表すること(電気通信事業法施行規則第23条の9の4による第23条の8の準用)。
■接続約款の変更命令(第3項)	<p>【次の場合に接続約款の変更を命ずることが可能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶接続箇所における技術的条件、電気通信事業者間の責任に関する事項、役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。 ▶接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。 ▶他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。 ▶特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
■接続約款に基づく接続協定の締結(第4項)	▶届け出た接続約款に基づき接続協定を締結すること。
■接続会計の整理・公表(第6項)	▶第二種指定電気通信設備接続会計規則により接続会計を整理し、接続に関する収支状況等について公表すること。

【出典：第1回(H18.12.15)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

- 情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日)において、第二種指定電気通信設備を設置する事業者(NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラーが該当。)に関し、接続料算定の透明性向上を図り、もって接続事業者の検証可能性を高める観点から、電気通信事業会計をベースとして、第二種指定電気通信設備を設置する事業者に対する新たな会計制度を導入することが適当とされ、これを受け、第176回国会において当該事業者に係る規制を定めた電気通信事業法の一部改正を含む放送法等の一部を改正する法律が成立(平成22年11月26日)。
- 改正により、第二種指定電気通信設備を設置する事業者は、総務省令で定めるところにより第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表することとされた。
- 平成23年3月31日、総務省令(第二種指定電気通信設備接続会計規則)が制定され、平成22年度会計から適用されることとなった。

第二種指定電気通信設備接続会計規則の概要(主な規定内容)

1. 目的

第二種指定電気通信設備(二種指定設備)との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況を明らかにし、もって二種指定設備を設置する事業者(二種指定事業者)が、二種指定設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的とする。(第1条関係)

2. 会計の整理の方法

- (1) 勘定科目の分類については、電気通信事業会計規則の規定を準用する。(第4条関係)
- (2) 二種指定事業者は、次の書類を作成しなければならない。(第4条及び第5条関係)
 - ① 貸借対照表(電気通信事業会計規則を準用)、② 損益計算書(電気通信事業会計規則を準用)、③ 個別注記表(別表第一)、④ 移動電気通信役員収支表(別表第二)、⑤ 接続会計報告書(別表第三。内容として①～④を含む。)、⑥ 配賦整理書
- (3) 資産、負債、純資産、費用及び収益の整理の方法については、電気通信事業会計規則の規定を準用する。(第7条及び第8条関係)

3. 総務大臣への提出・公表

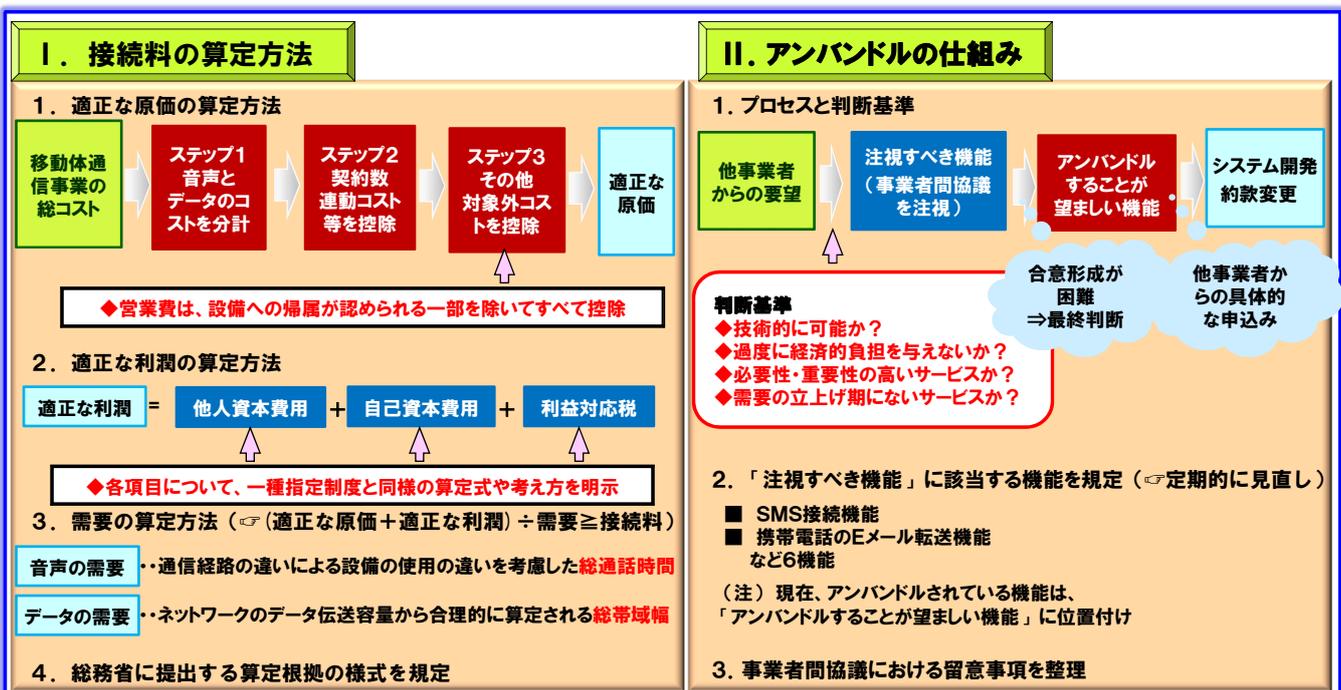
- (1) 二種指定事業者は、毎事業年度経過後3月以内に、上記2(2)⑤接続会計報告書及び⑥配賦整理書(接続会計報告書等)を総務大臣に提出しなければならない。(第9条関係)
- (2) 二種指定事業者は、接続会計報告書等の写しを営業所等に備置き、総務大臣に提出した日から5年間、公衆の縦覧に供するとともに、適切な方法により公表しなければならない。(第10条関係)

4. その他

- (1) 二種指定事業者は、接続会計財務諸表が適切に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人による証明を得なければならない。(第11条関係)
- (2) 二種指定事業者は、会計記録を毎事業年度経過後5年間保存しなければならない。(第12条関係)

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

- 接続ルール答申を受け、第二種指定電気通信設備との接続について、接続料の算定方法を明確化するとともに、アンバンドルの仕組み(通信プラットフォーム機能も対象)を設けるため、平成22年3月「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を策定・公表。
- ガイドラインは、二種指定事業者を対象としているが、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上でガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当としている。



【出典：総務省作成資料】

(背景)

- 近年、電気通信事業者の経営破綻等により、当該事業者と接続等を行っている事業者が接続料等の債権を回収できなくなる事案等が発生。
- 債務の支払いを怠るおそれがある場合には、あらかじめ預託金の預入れ等の債権保全措置を講じることで接続停止や損失の回避が可能。
- しかし、預託金の水準如何によっては、新規参入阻害等の競争阻害要因となることが懸念。

こうした事情を踏まえ、

- ① 電気通信事業の適正かつ合理的な運営の確保
- ② 電気通信事業者間の公正な競争の確保

との観点から、電気通信事業者が債権保全措置を講じる際の指針として「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」を策定(06年12月)。

(ガイドラインの内容)

- ✓ 債権保全の方式(預託金、債務保証等)
- ✓ 預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項(過去の支払実績、財務状況等の客観的指標によること)
- ✓ 預託金の水準(預託金、必要かつ最小限とすべき)
- ✓ その他(預託金等の返還、紛争処理手続等)

新競争促進プログラム2010の再改定(平成21年6月)による見直し

新競争促進プログラム2010の再改定(H21.6.26)において「NTT東西による債権保全措置の運用についての検証を契機として、利用者利益の確保・向上の観点から、電気通信事業分野における債権保全措置に関するガイドラインの見直しを含めた検討を行う。」とされ、記載内容の更なる明確化や内容の一層の充実を図るため、同ガイドラインの改正(H21.10.9)が行われた。

【出典：電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料】

ガイドラインの策定(02年5月)

- 今後、急速な技術革新等を背景としてMVNOのビジネスモデルの多様化が期待されることを踏まえ、MVNOの関連法規(電気通信事業法及び電波法)の適用関係の明確化を図ることを目的として、「MVNO事業化ガイドライン」を策定

ガイドラインの改定(07年2月)

- ガイドラインの対象とするMVNO等の事業範囲として、MVNE(Mobile Virtual Network Operator)についても定義
- MNOとMVNOの関係は、卸電気通信役務の提供又は事業者間接続のいずれの形態も可能である旨を明確化
- MNOが接続に応じる必要がない場合を具体的に列挙
- MNOとMVNOとの間の紛争処理手続(あっせん・仲裁・裁定等)について、具体的な手続を整理 等

ガイドラインの再改定(08年5月)

- MNOにおける卸電気通信役務に関する標準プラン(標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件)の策定・公表が望ましい旨を明記
- 日本通信とNTTドコモとの紛争事案に係る裁定(07年11月)を反映
 - 利用者料金の設定の帰属(エンドエンド料金又はぶつ切り料金のいずれも可能)
 - 接続料の課金方式(従量制課金方式のほか、帯域幅課金を採用することも可能)
- MNOにおけるMVNO向けの一元的な窓口(コンタクトポイント)の設置・公表が望ましい旨を明記
- MNOがMVNOから聴取する事業計画について、一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般的に聴取に理由がないと考えられる事項を例示 等

【出典：総務省作成資料】

2 電気通信政策の動向

(2) ブロードバンド普及促進に向けた取組

2-(2)-① 「光の道」構想実現に向けた取組

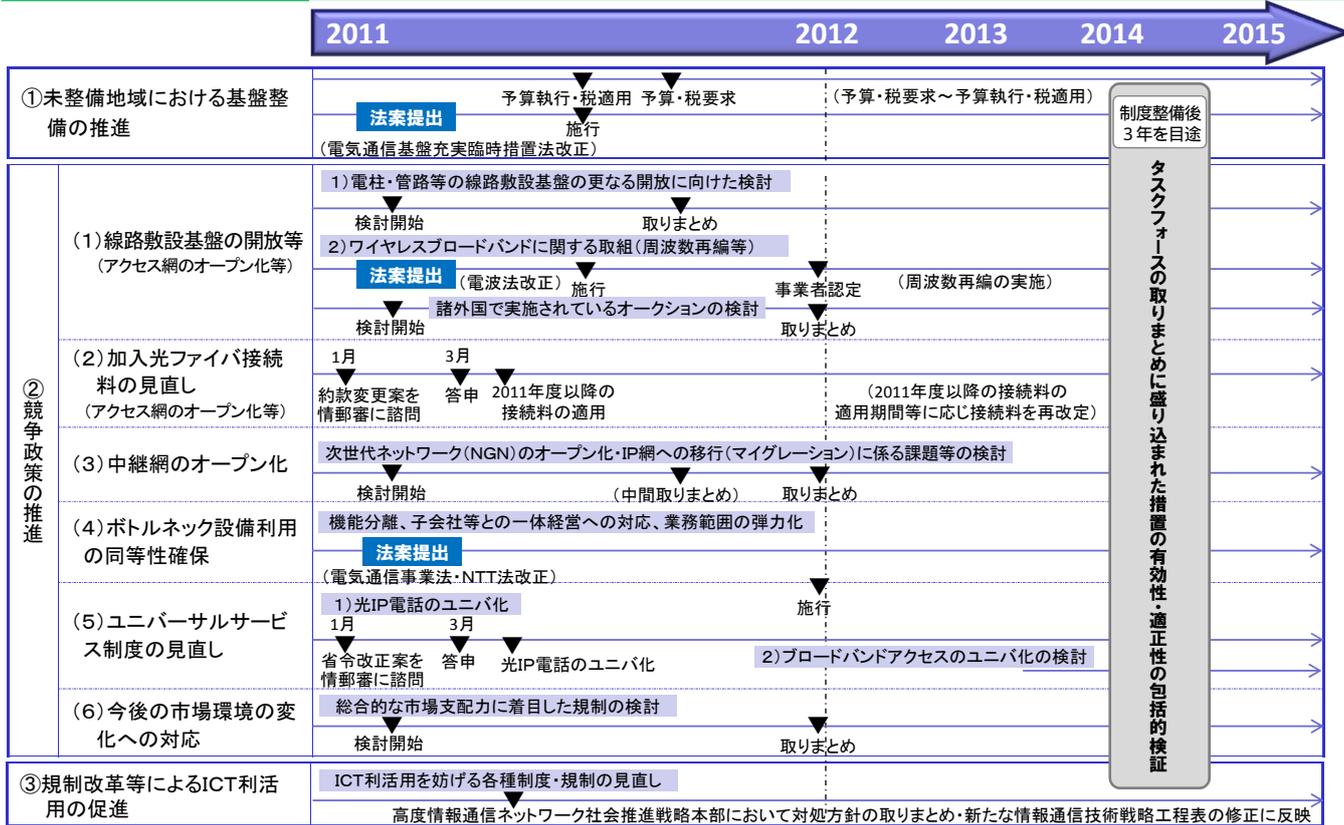


- ◆ 総務省は、平成21年10月から、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」を開催し、2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用する「光の道」構想の実現に向けた検討を実施。
- ◆ 超高速ブロードバンドの基盤整備や利用率向上の在り方についての意見公募や事業者ヒアリング等を行いつつ検討を進め、平成22年12月14日に「光の道」構想に関する基本方針を決定した。

◆ 「光の道」構想に関する基本指針

- 1 合同部会(注)の最終とりまとめで指摘された事項については、次のとおり進める。
 - ① 機能分離の実施、子会社等との一体経営への対応、業務範囲の弾力化については、具体的内容を早急に確定し、関係法律の改正案を次期通常国会に提出する。【電気通信事業法及びNTT法の一部改正】
 - ② 加入光ファイバ接続料について、その低廉化に向け、総務省及びNTTにおいて、平成23年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を早急に開始し、年度内を目途に成案を得る。
 - ③ 次世代ネットワーク(NGN)において実現すべきアンバンドル(細分化)機能・サービスやIP網への移行(マイグレーション)に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、総務省及び関係する通信事業者・インターネット接続事業者(ISP)などにおいて、速やかに検討の場を設け、来年中を目途に成案を得る。
 - ④ ワイヤレスブロードバンド事業者による既存の周波数利用者の移行コストの負担に関し、オークションの考え方を取り入れた制度を創設するため、関係法律の改正案を次期通常国会に提出する。【電波法の一部改正】
 - ⑤ 第4世代移動通信システムなど新たな無線システムに関しては、諸外国で実施されているオークションの導入についても、早急に検討の場を設けて議論を進める(新無線システム移行までに関係法律の改正が間に合うように結論を得る)。
(注)グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース「過去の競争政策のレビュー部会」・「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」
- 2 今回、合同部会の最終とりまとめに盛り込まれた措置については、以下のような観点から、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目途に、その有効性・適正性について、包括的な検証を行う。
 - ・ NTT東西における規制の遵守状況
 - ・ 料金の低廉化や市場シェア等の動向
 - ・ 「光の道」構想に関する取組状況 等
- 3 包括的な検証の結果、「光の道」実現への進展が十分でない場合には、更なる措置について検討を行う必要がある。特に、公正競争環境が十分に確保されていない場合には、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置について検討を行う。

2-(2)-② 「光の道」構想実現に向けた工程表



【出典：第112回(H23.2.24)電気通信事業紛争処理委員会資料(総合通信基盤局作成)】

2-(2)-③ 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法等に関する法律の一部を改正する法律案の概要



電気通信事業者間の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための措置を講ずるとともに、東日本電信電話株式会社等に対する業務規制の手続を緩和する。

背景

総務省では、2015年頃を目途に全ての世帯においてブロードバンドサービスが利用されることを目指しており、そのための政策のひとつとして「NTTの在り方を含めた競争政策の推進」を行うこととしている。

電気通信市場における競争政策については電気通信事業法等の見直しを累次行ってきたところであるが、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の子会社による反競争的行為が発生するなど、依然として市場支配力の濫用を必ずしも防止できていない状況にある。

改正概要

電気通信事業法の改正

- ① 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者による反競争的行為(接続情報の目的外利用等)を実効的に抑制するため、当該電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該電気通信事業者に対し当該子会社の適切な監督を義務付ける。
- ② 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者と他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、当該設備を設置する電気通信事業者に対し、設備部門と営業部門との隔離等、接続業務に関して知り得た情報を適正に管理するための体制の整備を義務付ける。

日本電信電話株式会社等に関する法律の改正

電気通信事業者間の競争を促進するため、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が地域電気通信業務を営むために保有する設備等を活用して行う電気通信業務(県をまたがるIP通信サービス等)に係る現行の認可制を事前届出制とする。

施行期日等

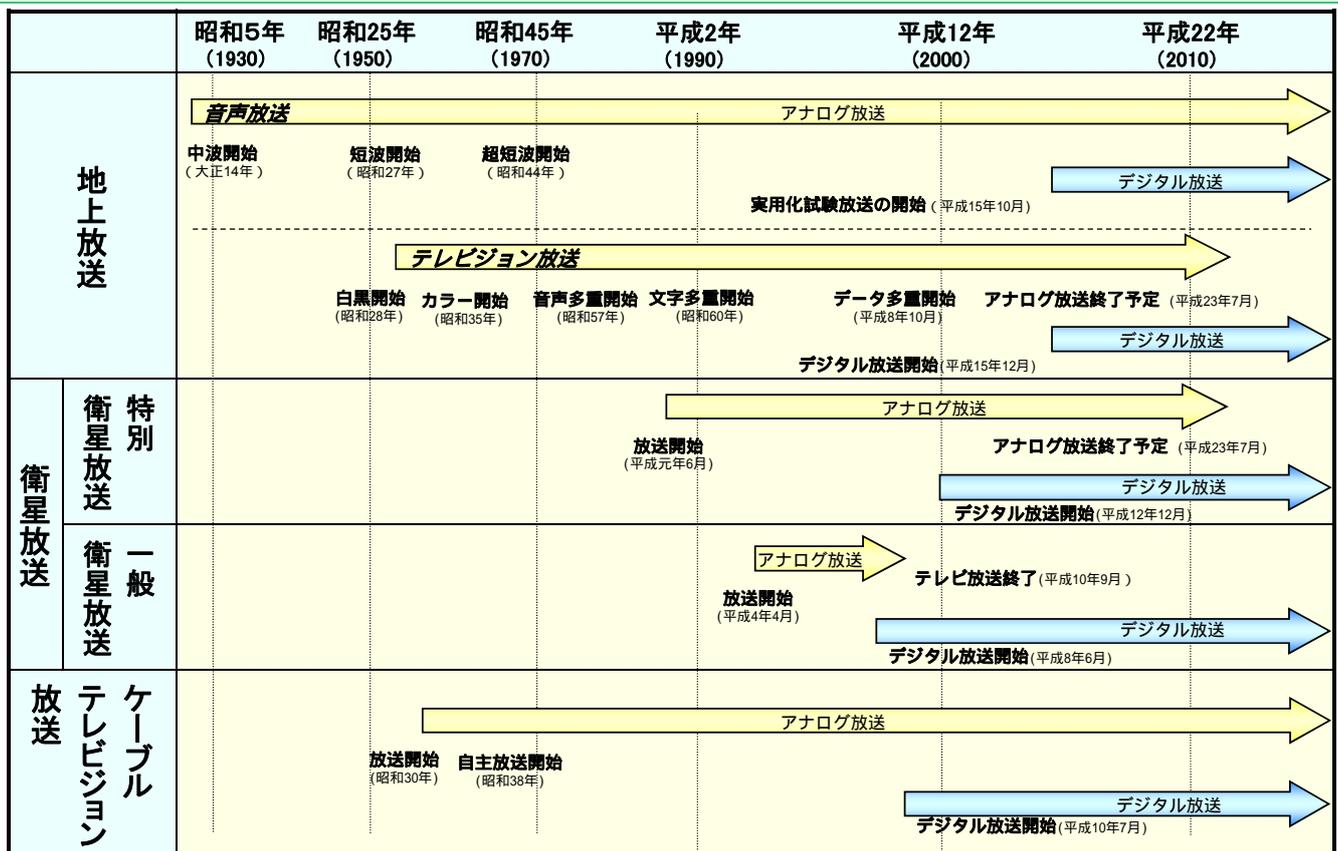
- ① 公布の日から6ヶ月以内の政令で定める日に施行。
- ② 法律施行後3年を目途として検討を加え、必要に応じて見直し。

【出典：第112回(H23.2.24)電気通信事業紛争処理委員会資料(総合通信基盤局作成)】

3 放送政策等の動向

(1) 放送市場の動向

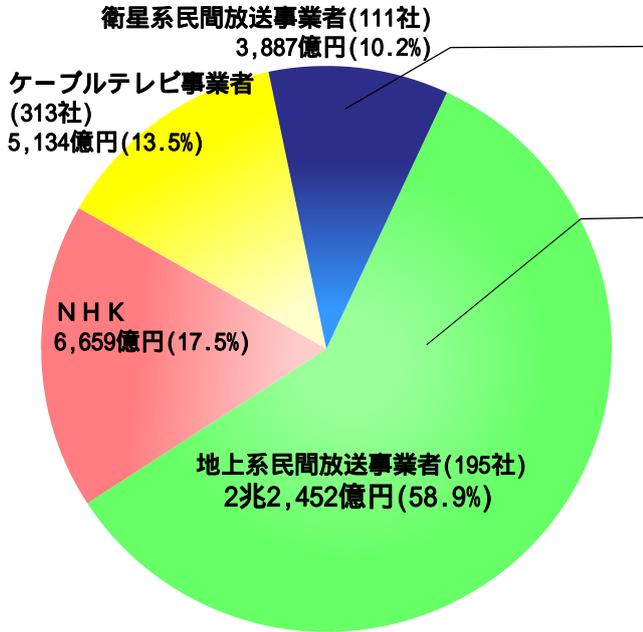
3-(1)-① 我が国の放送メディアの進展



【出典：総務省作成資料】

- 放送メディア全体の市場規模は、平成21年度において、3兆8,132億円となっている。
- 各放送事業者のシェアは、地上系民間放送事業者が58.9%、NHKが17.5%、ケーブルテレビ事業者が13.5%、衛星系民間放送事業者が10.2%を占めている。

放送メディア全体の収入 平成21年度 3兆8,132億円



【衛星系民間放送事業者内訳】

特別衛星放送 (BS放送) (11社)	1,034億円 (2.7%)
特別衛星放送 (東経110度CS放送) (12社)	414億円 (1.1%)
一般衛星放送 (91社)	2,440億円 (6.4%)

【地上系民間放送事業者内訳】

テレビジョン放送単営 (93社)	1兆7,688億円 (46.4%)
AM放送・テレビジョン放送兼営 (34社)	3,584億円 (9.4%)
その他 () 単営 (68社)	1,181億円 (3.1%)
... AM (13社)、短波 (1社)、FM (53社) 及び多重放送 (1社)	

- (注1) () 内の%は、放送メディア全体に占める各媒体のシェア。小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
- (注2) 「地上系民間放送事業者」には、(財)道路交通情報通信システムセンター及びコミュニティ放送事業者を含めていない。
- (注3) NHKについては損益計算書(一般勘定)の経常事業収入。
- (注4) 放送大学学園を除く。
- (注5) 「ケーブルテレビ事業者」は、自主放送を行う許可施設・営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする313社(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)
- (注6) 「衛星系民間放送事業者」の内訳には、特別衛星放送と一般衛星放送の兼営社が3社含まれるため、総数(111社)とは一致しない。

【出典：総務省作成資料】

3-(1)-③ テレビジョン放送を取り巻く市場の概況

平成21年度 放送メディア全体の収入 3兆8,132億円

地上放送

NHK		5,263億円 (13.8%)
在京キー局	5社	1兆1,068億円 (29.0%)
準キー局及び中京局	8社	3,460億円 (10.0%)
ローカル局	114社	6,743億円 (17.7%)

衛星放送

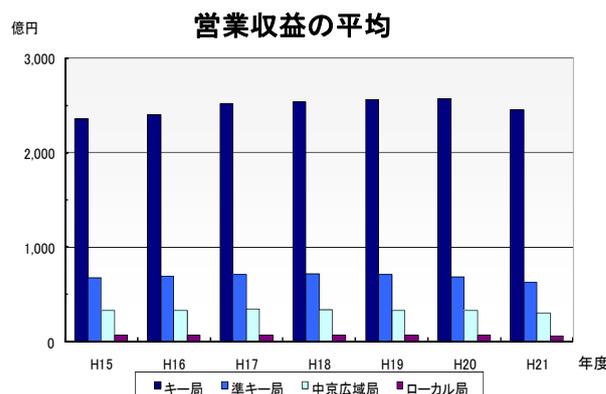
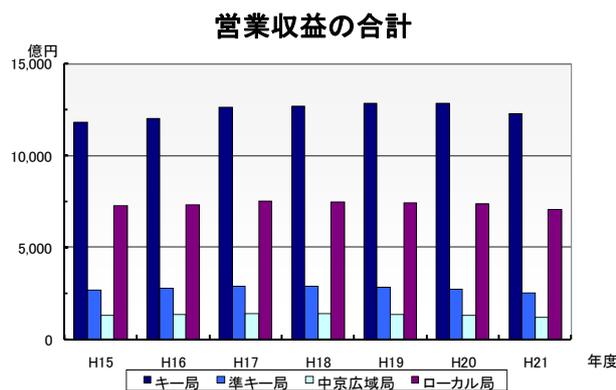
特別衛星放送	BS放送	NHK		1,396億円 (3.7%)
		民間放送事業者	11社	1,034億円 (2.7%)
	東経110度CS放送	12社	414億円 (1.1%)	
一般衛星放送	上記以外の衛星放送	91社	2,440億円 (6.4%)	111社 3,887億円

ケーブルテレビ放送

	313社	5,134億円 (13.5%)
--	------	-----------------

- 注1 括弧内の数字は、放送メディア全体に占める各媒体のシェア。小数点第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
- 注2 NHKを除く収入状況は、平成21年度までに開局した一般放送事業者の事業収支結果の報告に基づき、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの(決算期が3月末日以外の事業者についても、平成21年度内の決算期における収支状況を取りまとめている。)
- 注3 地上放送のNHK分については、損益計算書(一般勘定)における経常事業収入から衛星放送に係る収入を差し引いて算出している。
- 注4 放送大学学園を除く。
- 注5 「ケーブルテレビ」は、自主放送を行う許可施設・営利法人のうちケーブル事業を主たる事業とする313社(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)

【出典：総務省作成資料】



年度		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
キー一局 (5局)	営業収益	12,015 (2,403)	12,611 (2,522)	12,672(2,534)	12,828(2,566)	12,859(2,572)	12,269(2,454)	11,068(2,214)
	営業損益	926 (185)	947 (189)	864(173)	868(174)	613(123)	343(69)	212(42)
準キー一局 (4局)	営業収益	2,770 (693)	2,853 (713)	2,871(718)	2,830(708)	2,723(681)	2,492(623)	2,328(582)
	営業損益	131 (33)	204 (51)	170(43)	150(38)	53(13)	-38(-9)	59(15)
中京広域局 (4局)	営業収益	1,324 (331)	1,381 (345)	1,367(342)	1,316(329)	1,307(327)	1,207(302)	1,132(283)
	営業損益	178(45)	175 (44)	166(42)	131(33)	114(29)	62(16)	-18(-5)
ローカル局 (114局)	営業収益	7,327 (64)	7,530 (66)	7,445(65)	7,420(65)	7,375(65)	7,062(62)	6,743(59)
	営業損益	723 (6)	829 (7)	659(6)	347(3)	177(2)	55(0)	41(0)

単位:億円、()内は1社平均

【出典：総務省作成資料】

3-(1)-⑤ 放送対象地域

放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第2条の2第2項)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、放送普及基本計画において規定(放送法第2条の2第3項)。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまり受信できるように努めることとされている(NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け)。

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

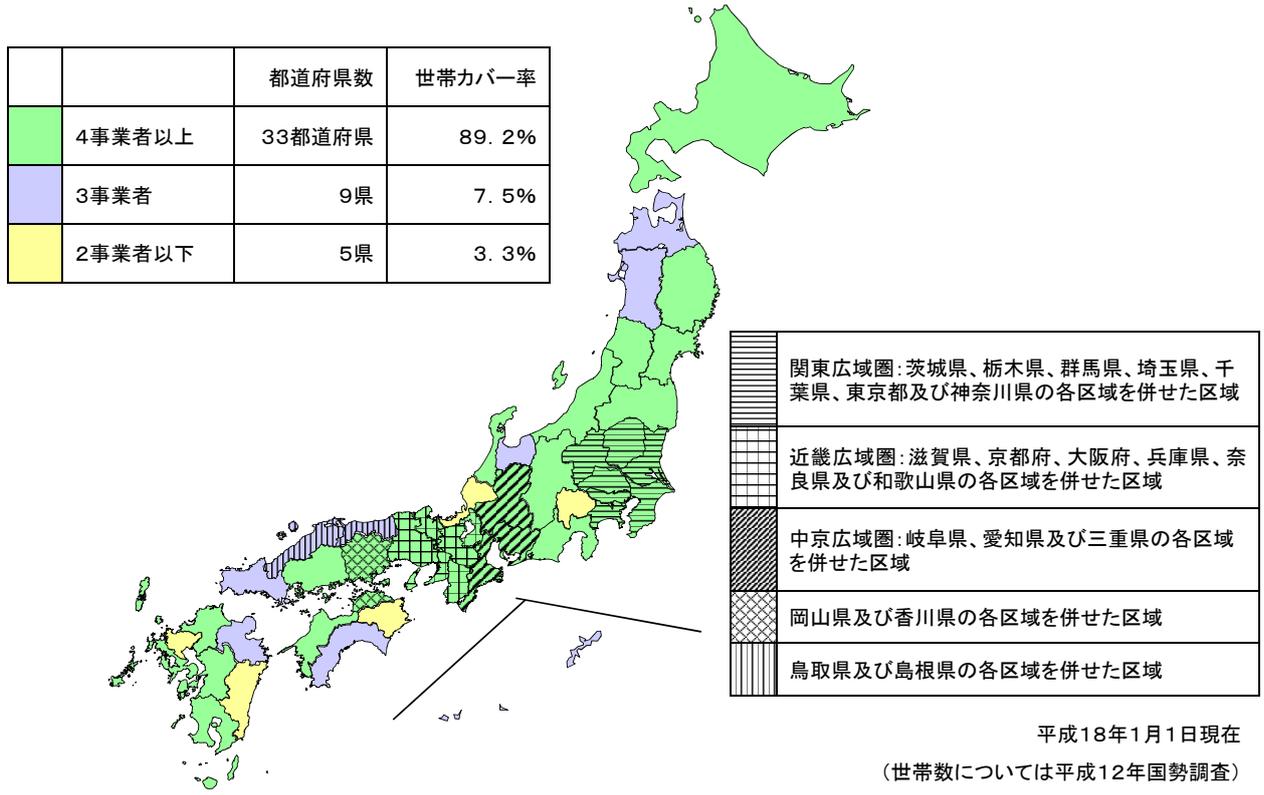
- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、一般放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定

(2) 具体例(地上アナログテレビジョン放送)

- ① NHK
関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 放送大学学園
関東広域圏
- ③ 一般放送事業者
広域圏 : 関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域: 鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他 : 上記以外の各都道府県

【出典：総務省作成資料】

3-(1)-⑥ 視聴可能な民間地上アナログテレビジョン放送事業者数と放送対象地域

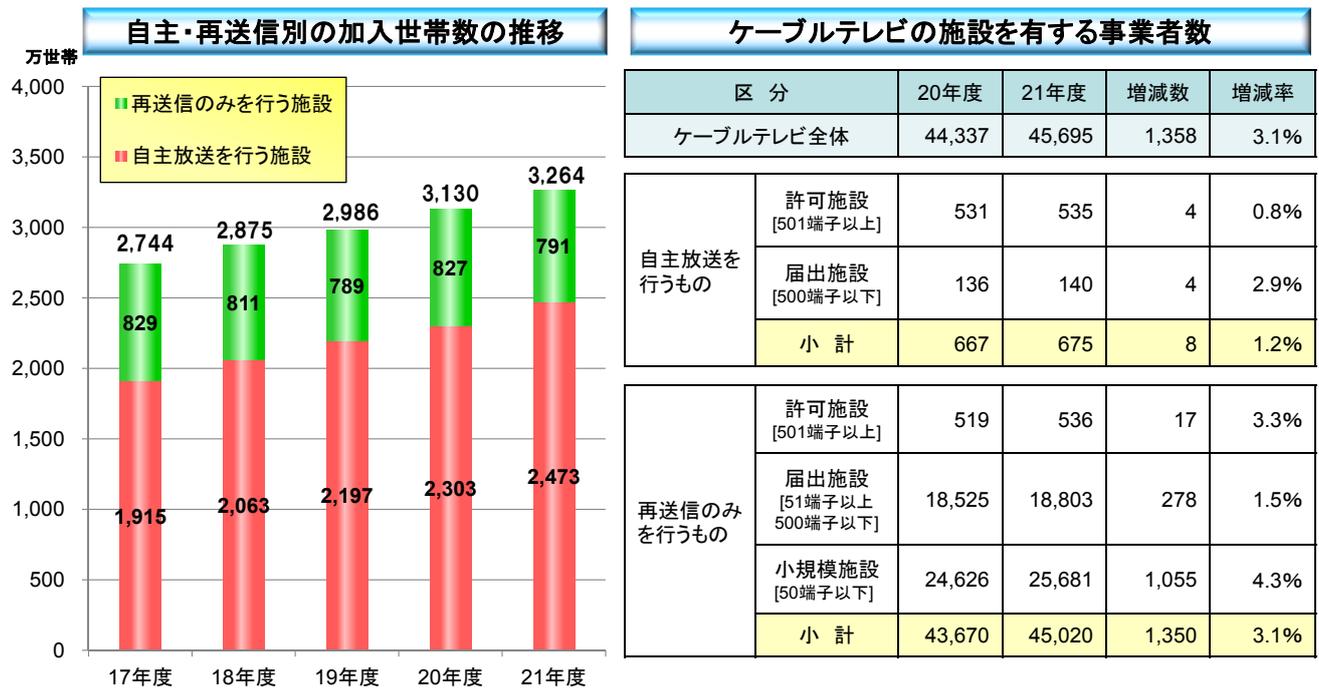


【出典：第113回（H23.3.28）電気通信事業紛争処理委員会資料（情報流通行政局作成）をもとに作成】

3-(1)-⑦ ケーブルテレビの普及状況(平成22年3月末)



- ◆ ケーブルテレビの加入世帯数は平成22年3月末で3,264万世帯、対前年度比4.3%の増加となった。
- ◆ ケーブルテレビの施設を有する事業者数は45,695事業者(対前年度比3.1%増)となっている。



【出典：総務省報道資料（ケーブルテレビの普及状況（H22.6.2））をもとに作成】
63

3-(1)-⑧ ケーブルテレビ事業者の収支状況(平成21年度)



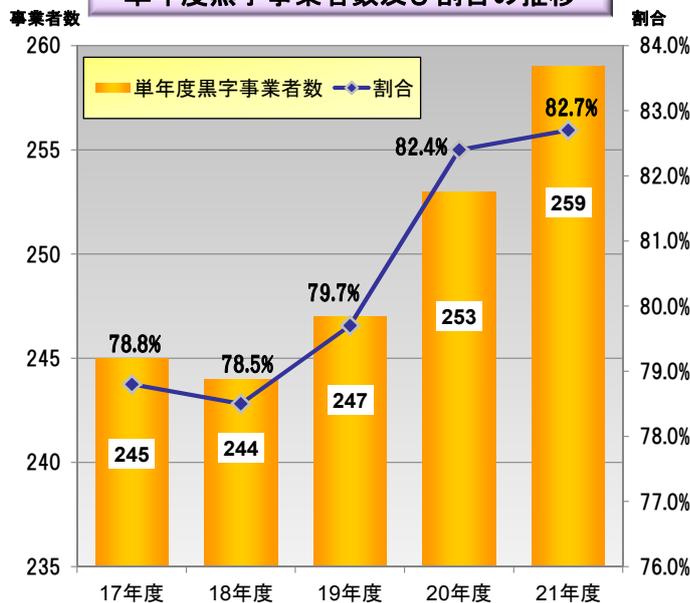
- ◆ ケーブルテレビ事業全体の営業収益、営業費用は増加しており、営業損益は大幅に増益となった。
- ◆ 313社中259社(82.7%)が単年度黒字を計上。

注: 自主放送を行う許可施設・営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする者313社(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)について調査したものを。

ケーブルテレビ事業の収支状況の推移

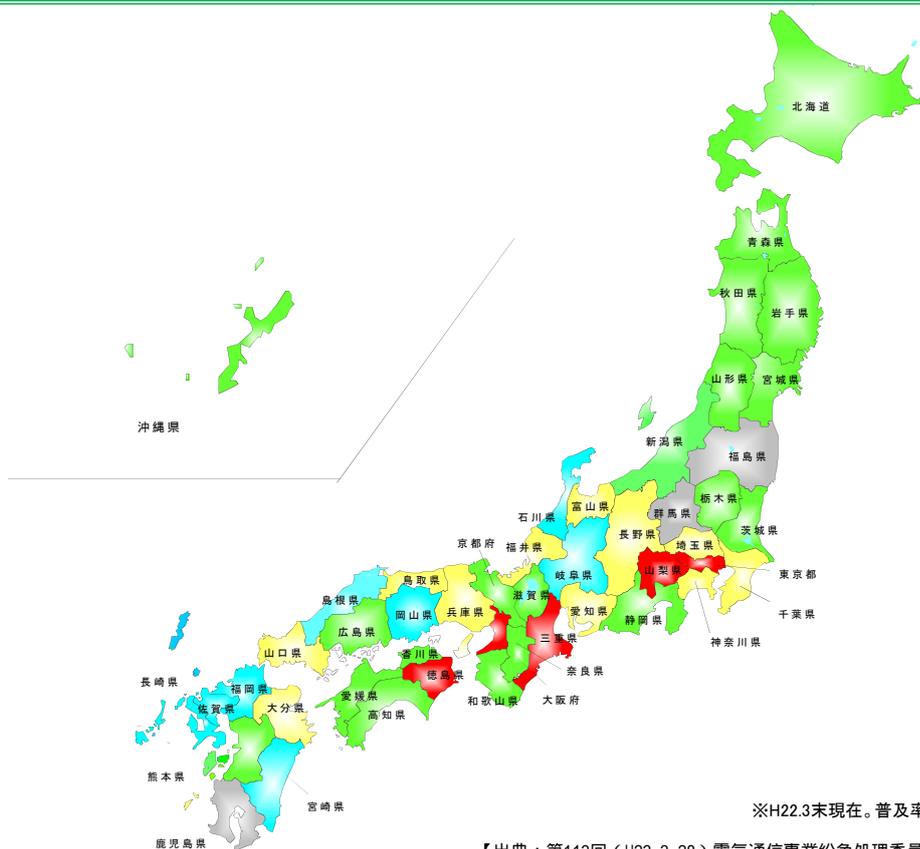


単年度黒字事業者数及び割合の推移

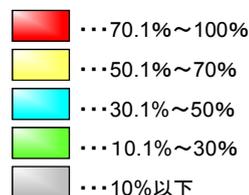


【出典：総務省報道資料(平成21年度の一般放送事業者及び有線テレビジョン放送事業者の収支状況(平成22年9月8日))をもとに作成】

3-(1)-⑨ 各都道府県におけるケーブルテレビの普及率について



都道府県名	GATV契約者数世帯比	都道府県名	GATV契約者数世帯比
北海道	17.1%	滋賀県	28.6%
青森県	12.2%	京都府	25.6%
岩手県	15.6%	大阪府	80.7%
宮城県	22.4%	兵庫県	63.6%
秋田県	13.1%	奈良県	26.7%
山形県	15.5%	和歌山県	28.4%
福島県	1.2%	鳥取県	57.4%
茨城県	21.4%	島根県	47.3%
栃木県	20.3%	岡山県	32.6%
群馬県	10.0%	広島県	28.0%
埼玉県	53.6%	山口県	55.3%
千葉県	57.3%	徳島県	70.4%
東京都	72.0%	香川県	29.3%
神奈川県	64.5%	愛媛県	29.6%
新潟県	17.2%	高知県	22.7%
富山県	61.5%	福岡県	42.7%
石川県	42.5%	佐賀県	46.7%
福井県	68.7%	長崎県	33.3%
山梨県	83.7%	熊本県	19.6%
長野県	55.9%	大分県	56.0%
岐阜県	33.5%	宮崎県	37.4%
静岡県	27.5%	鹿児島県	6.5%
愛知県	53.7%	沖縄県	20.4%
三重県	72.1%	全国	46.7%



※H22.3末現在。普及率は、前年度末の住民基本台帳世帯数から算出。

【出典：第113回(H23.3.28)電気通信事業紛争処理委員会資料(情報流通行政局作成)をもとに作成】

3 放送政策等の動向

(2) 放送政策の動向

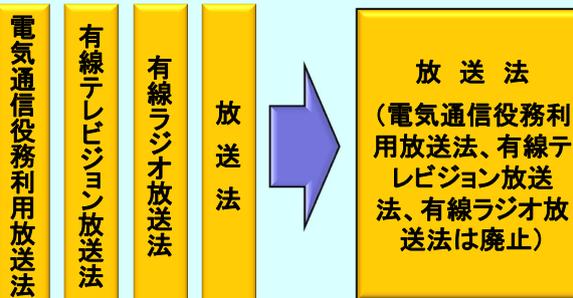
3-(2)-① 放送法の一部を改正する法律の概要



◆ 第176回国会において、放送法等の一部を改正する法律が成立(平成22年11月26日)し、放送関連4法の統合など放送法の一部が改正された。

放送法の改正事項

1. 放送法体系の見直し(放送関連4法の統合)



2. その他の主な改正事項(放送法関係)

- ① 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化
- ② マスメディア集中排除原則の基本の法定化
- ③ 放送における安全・信頼性の確保
- ④ 放送番組の種別の公表
- ⑤ 有料放送における提供条件の説明等
- ⑥ 再送信同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備

施行期日

公布の日から9月以内の政令で定める日
放送番組の種別の公表等については6月以内等とする。

- ① 再送信同意に係る紛争の多様化・複雑化に対応するため、**従来の裁定に加え、あっせん・仲裁の制度を整備。**
- ② **大臣裁定**は、申請者の範囲や扱う紛争の種類、諮問先等が変わった他は、**旧法をそのまま引き継いでいるもの。**
- ③ **あっせん・仲裁は独立性を持つ紛争処理委員会において行われ、手続きに入るかどうか、判断基準等も含め、基本的に当事者の合意に基づいて行う。**

【新放送法における大臣裁定、あっせん、仲裁の比較】

	裁定	あっせん	仲裁
紛争処理を行う主体	■ 総務大臣 (電気通信紛争処理委員会に諮問)	■ 電気通信紛争処理委員会 (指名された1名以上のあっせん委員)	■ 電気通信紛争処理委員会 (指名された3名の仲裁委員)
申請の手續／要件	■ 有テレ事業者(1)が申請できる。 ■ 「再送信ガイドライン」に照らし、協議手續等の申請要件を満たすかどうか判断。	■ 紛争の両当事者(有テレ事業者(1)、地上基幹放送事業者)の一方が申請できる。 ■ 申請について委員会から通知し、 他方当事者が拒否しなければ手続きを進める。	■ 紛争の両当事者(有テレ事業者(1)、地上基幹放送事業者)の双方が申請できる。 (双方が同時に申請する必要はなく、一方の申請の後、通知を受けて他方当事者が申請することも可)
判断基準	■ 同意をしない「 正当な理由 」がある場合を除き 同意裁定 (新法第144条3項)。 ■ 「 正当な理由 」の解釈は、「再送信ガイドライン」による。	■ 特になし (強行法規・公序良俗に反しない範囲で当事者の合意形成を促す)	■ 判断基準や準拠法令を何にするか、は 当事者の合意 による。 (2)
手續終了・判断の効力	■ 裁定等により終了 ■ 電波監理審議会への不服申し立てが可能	■ 両当事者による あっせん案の受諾 、自主的解決、打ち切り等により終了 ■ あっせん中に裁定・仲裁の申請可	■ 仲裁判断 、和解成立による申請取下げ等により終了 ■ 仲裁判断は 確定判決と同じ効力 。

- 1 指定を受けていない登録一般放送事業者を除く。
- 2 準拠法令をはじめ、仲裁の手續等については仲裁法を準用する。

【出典：第113回(H23.3.28)電気通信事業紛争処理委員会資料(情報流通行政局作成)をもとに作成】

3-(2)-③ 地上テレビジョン放送のデジタル化の状況

1 放送のデジタル化の意義

新たな周波数資源の創出、安定した受信サービス、高品質な映像・音声サービス、高齢者・障害者に優しいサービスの充実、通信網との連携サービス、等の国民経済的なメリットが大。

2 視聴可能世帯数と今後の課題

平成15年(2003年)12月、三大都市圏(関東・中京・近畿)において放送開始。
平成18年(2006年)12月、全放送事業者の平成23年(2011年)までに整備される中継局のロードマップ更新・公表。
平成18年(2006年)12月、全都道府県、全放送局で、地上デジタル放送を開始。
平成19年(2007年)9月、市町村別ロードマップの公表。

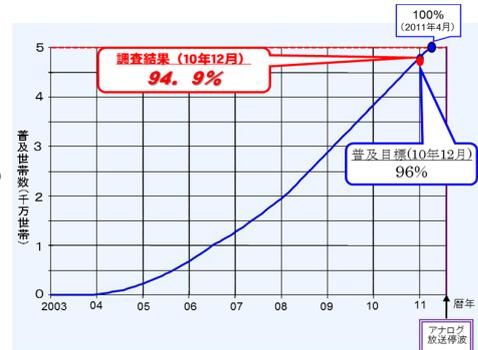
○直接受信：**47都道府県 約4,835万世帯(全世帯の約97.5%)**(平成22年3月末現在)

○ケーブルテレビ経由：**約2,541万世帯** (平成22年12月末現在)

○地上デジタル放送受信機台数 **約51万台(開始前)→約1億537万台**
(平成23年1月末現在:JEITA調べ・日本ケーブルラボ調べ)

(参考)ワンセグ対応携帯電話 約9,257万台(平成22年9月末現在 JEITA調べ)

■地上デジタル放送用受信機の世帯普及目標



放送事業者によるデジタル中継局の整備計画によれば、受信可能世帯数はアナログ時の99%を超える見込み。今後、100%の世帯カバー確保が課題。

3 地上アナログ停波の認知度

昨年12月の調査結果では、地上アナログテレビ放送の停波が2011年7月であることの認知度は90.3%であった。また、年齢及び性別にかかわらず認知度は高く、70歳代の方についても同程度(男性:89.5%、女性:90.3%)であった。

【出典：第113回(H23.3.28)電気通信事業紛争処理委員会資料(情報流通行政局作成)】

● 平成23年1月24日、総務省及び地上デジタル推進全国会議は、平成23年7月24日のテレビ放送の完全デジタル化に向けた最終段階に当たり、関係者が今後取り組む事項等を取りまとめた「完全デジタル化最終行動計画」及び国民の視点に立ったテレビ放送の完全デジタル化を加速推進するための「完全デジタル化に向けた最終国民運動」を策定した。

「完全デジタル化最終行動計画」における完全デジタル化に向けた今後の政府の取組

- 「地デジが視聴できない世帯」の状況に関する実態把握及び当該世帯を減らすための各種対策の実施
- デジタル放送を受信できる環境が整っていない世帯等における対応の促進と進捗状況の把握
- 高齢者等に対する最終サポート体制の整備（1,000席規模の電話相談体制の整備、1,000箇所程度の臨時相談コーナーの設置、戸別訪問による最終レスキュー等）等

「完全デジタル化に向けた最終国民運動」(地上デジタル放送国民運動推進本部において決定した取組)

国民運動の方向性

- ✓無関心層の関心を高める活動を中心に新たな運動を展開
- ✓デジタル対応への支援を一層積極的に展開



新たな国民運動の実施

具 体 策	取組 1：スポーツ施設等で地デジスポットを上映
	取組 2：著名な方々による地デジ普及活動
	取組 3：身近な場所への斬新なポスター等の掲出

+

これまでの国民運動の継続・改善

【出典：総務省報道資料（「完全デジタル化最終行動計画」及び「完全デジタル化に向けた最終国民運動」の公表（H23.1.24））をもとに作成】